

平成18年第2回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

平成18年6月20日（火）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(川根本町税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分した事件の承認について
(川根本町税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分した事件の承認について
(川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分した事件の承認について
(平成17年度川根本町一般会計補正予算(第2号))
- 日程第 8 同意第 2号 固定資産評価員の選任について
- 日程第 9 議案第37号 川根本町表彰条例の制定について
- 日程第10 議案第38号 川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第39号 川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第40号 川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第41号 川根本町福祉センター条例の制定について(全部改正)
- 日程第14 議案第42号 川根本町生活改善センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第43号 川根本町創造と生きがいの湯条例の制定について(全部改正)
- 日程第16 議案第44号 川根本町高齢者デイサービスセンター条例の制定について(全部改正)
- 日程第17 議案第45号 川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の制定について(全部改正)
- 日程第18 議案第46号 川根本町心身障害者小規模授産所条例の制定について(全部改正)
- 日程第19 議案第47号 川根本町自然休養村管理運営施設条例の制定について(全部改正)

- 日程第 2 0 議案第 4 8 号 川根本町自然休養村農林水産物直売所条例の制定について（全部改正）
- 日程第 2 1 議案第 4 9 号 川根本町自然休養村農林水産物処理加工施設条例の制定について（全部改正）
- 日程第 2 2 議案第 5 0 号 川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の制定について（全部改正）
- 日程第 2 3 議案第 5 1 号 川根本町寸又峡温泉野天風呂施設条例の制定について（全部改正）
- 日程第 2 4 議案第 5 2 号 川根本町接岨湖上休憩展望施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 5 議案第 5 3 号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 6 議案第 5 4 号 川根本町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 7 議案第 5 5 号 平成 1 8 年度川根本町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 8 議案第 5 6 号 平成 1 8 年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 9 議案第 5 7 号 平成 1 8 年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 0 議案第 5 8 号 平成 1 8 年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 1 川根本町議会議員派遣の件

出席議員（13名）

1 番	山 本 信 之 君	2 番	中 田 隆 幸 君
3 番	小 藪 侃一郎 君	4 番	原 田 全 修 君
5 番	澤 畑 義 照 君	6 番	杉 本 道 生 君
7 番	高 畑 雅 一 君	8 番	久 野 孝 史 君
10 番	板 谷 信 君	11 番	鈴 木 多津枝 君
12 番	芹 澤 徳 治 君	13 番	中 澤 智 義 君
14 番	佐 藤 公 敏 君		

欠席議員（1名）

9 番 森 照 信 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	杉 山 嘉 英 君	助 役	澤 本 廣 君
教 育 長	澤 村 迪 男 君	総 務 課 長	山 本 眞 一 君
総 合 支 所 長	森 紀代志 君	管 理 課 長	藤 田 至 君
企画環境課長	森 下 睦 夫 君	企画観光課長	羽根田 泰 一 君
税 務 課 長	羽 倉 範 行 君	健康増進課長	小 坂 泰 夫 君
保健福祉課長	鈴 木 一 男 君	町 民 課 長	西 村 太 一 君
住 民 課 長	的 場 徹 君	産 業 課 長	岩 田 利 文 君
建 設 課 長	山 田 俊 男 君	事 業 課 長	中 村 裕 君
出 納 室 長	小 坂 進 君	教育総務課長	筑 地 秀 昭 君
生涯学習課長	柴 田 光 章 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 小 澤 明 弘

開会 午前 9時00分

◎開 会

- 議長（佐藤公敏君） ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。
よって、平成18年第2回川根本町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開 議

- 議長（佐藤公敏君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（佐藤公敏君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
今期定例会に説明員として町長、助役、教育長及び各課長、総合支所長、出納室長が出席
いたしておりますので、御了承ください。

◎諸般の報告

- 議長（佐藤公敏君） なお、日程に入る前に諸般の報告を行います。
6月7日、町長から第2回定例会を招集告示をした旨、通知がありました。
今期定例会は、お手元に配付のとおり報告1件、承認4件、同意1件、議案22件が町長か
ら提出されております。
次に、監査委員から、お手元に配付のとおり平成17年度3月分、4月分及び18年度4月分
の例月出納検査報告書が議会に報告されましたので、御了承願います。
次に、榛原地域土地開発公社の経営状況について、町長より提出がありましたので、御報
告いたします。なお、内容につきましては、お手元に配付のとおりです。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（佐藤公敏君） 行政報告を行います。

これを許します。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成18年第2回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には御出席をいただき、開会できましたことを厚くお礼申し上げます。

現在、経済財政諮問会議では、骨太の方針2006の取りまとめに向け、国、地方を通じた財政健全化、地方行財政制度の改革論議が行われております。住民に身近な行政サービスが適切に提供でき、地方公共団体の自主性、自立性を高める地方分権改革でなければなりません。

静岡県町村会も加盟している静岡県自治体代表者会議が6月1日緊急決議を行い、地方交付税等の一般財源の確保を国に対して強く求める行動を起こしました。

また、総務大臣のもとに設置された地方分権21世紀ビジョン懇談会においても、5月26日に報告書が取りまとめられ、現状の問題点を、行き過ぎた国の関与と地方の財政的依存、地方の累積債務の増大、人口が減少する中での持続性の劣化、地域独自の魅力の形成が不十分、住民参加、住民による監視、いわゆるガバナンスが不十分、不透明な地方行財政の実態とし、分権改革の目指すべき方向性は、自由と責任、小さな政府、個性の競争、住民によるガバナンス、情報開示の徹底の5原則に要約できるとし、このような目指すべき方向性に沿って分権改革を推進し、10年間の移行期間を経て最終的な姿を実現すべきとしております。

当町においても、この10年間は人口減少の中でも質の高い生活を実現すること、経済社会システムの各分野において持続可能性を確保するための改革を断行し、仕組みを再設計する大切な時期と位置づけております。さまざまな経済社会の問題に対し、地域みずからの意思で創意工夫ある取り組みを行い、その取り組みに多くの町民が参加参画するということが強く求められています。

川根本町でも、現在行財政改革大綱のおおむね9月策定を目指し、行政内部で検討や経費削減の調査等を行っております。

なお、地方交付税の改革等地方財政の改革については、新地方分権構想検討委員会、いわゆる地方6団体が設置したものでありますが、中間報告が提出され、また、地方交付税の改革については、先ほどの経済財政諮問会議、与党において検討調整が進められ、現在のところ7月上旬になろうと言われている基本方針2006の中に盛り込まれることになっており、注目しております。

総務省は6月15日に、人口と面積を基準に配分する新型地方交付税を2007年度に導入する方針を自治体に通知いたしました。詳細は、ことしの秋までに詰めるとし、その際、人口が少ない自治体が大幅な歳入不足にならないような配慮をする措置を設けると述べております。離島や過疎地域向けには必要な財源を確保できるように、人口と面積だけでは配分額を決めない仕組みを検討するとしております。本町も、効率的な運営に努めるとともに、冷静に国の対応を見きわめたいと考えております。

次に総合計画の策定であります。委託業者と連携をとりながら、準備並びに基礎調査を進めており、7月下旬までには公募した住民の方々によるワークショップ第1回目の開催の予定であります。総合計画の策定と並行して、地球的課題であるCO₂の削減に代表される環境に対して負荷の少ないシステムの構築、地域資源を活用した魅力ある地域づくりを推進し、定住環境の整備や交流人口の増大・経済の活性化を図りたいと考えております。来月中には環境問題対策を研究する専門部会を職員で構成し、環境問題対策機構の導入についてさまざまな角度から検討をしてまいります。

また、健康でゆとりある生活、安らぎを求める風潮を背景に、都市住民の山村体験やいわゆる田舎暮らしに対する関心が高まっております。一方、農山村にとっては、都市住民のニーズに対応しつつ、既存の施設や地域資源を有効に活用していくことが地域活性化を図る上で有効な手段と考えております。

今年のイベントの成果を次年度以降にも生かすためにも、住民、団体、組織、行政が一体となってグリーンツーリズムの受け入れの仕組みづくりの検討を行っていきたいと考えております。

また、森林については、環境基盤、資源として重要な役割を担うものであるという認識の中で、森林の保全と利用を持続的に両立させながら、森林の有する多面的な機能を高度に発揮し続ける持続可能な森林管理を進めるために、木質エネルギー循環モデル事業を矢崎総業や森林林業関係団体と連携して、積極的に推進するとともに、今年度から開始された森づくり県民税を積み立てて実施される森の力再生事業による森林整備を推進してまいります。

7月29、30日に開催される森と湖のフェスティバルについては、全国実行委員会からの指示、現地実行委員会の各部会の開催、プレイベントの流域の子供たちによる森水守り隊の結成など、準備を進めております。

カヌーについては、大井川の増水により6月3日、4日のジャパンカップは中止になりましたが、8月のジュニア選手権大会に向け、準備を進めております。今月17、18日に愛知県で開催された東海高校総体で、川根高校カヌー部が女子の部で総合優勝するなど活躍し、8月の大会でのさらなる活躍が期待されております。

全国お茶まつり・全国品評会に出品するお茶の摘採・加工・調整が、出品者はもとより県・JAなど多くの関係者や町民の皆様の協力・連携で進められました。川根本町では、普通煎茶10キロの部で11（12）点、30キロの部で5点の出品をしていただきました。改めて御協力いただいた皆様に感謝申し上げます。天候にも恵まれ、よい作品ができたと考えております。全国品評会審査会、お茶まつり式典に向け必要と思われる作業や準備を積み重ね、本番に備え、是が非でもいい結果を得たいと考えております。

大井川の清流を守る研究協議会の総会が開催され、平成20年7月に期間更新を迎える中部電力井川、奥泉両発電所の水利権更新を円滑に進めるために、各市町や下流利水者、発電事業者でつくる調整機関の設置を国・県に強く要望していくことを決議いたしました。今後も

関係者と連携しながら、大井川の流況改善に努めてまいります。

今後とも、厳しい行財政状況ですが、行政サービス提供の効率性と有効性を重視し、最終的な目標を適切な政策決定に基づくサービスの提供と、その結果達成される成果をコントロールし、再び計画に生かしていく仕組みを、いわゆるシステムを構築し、実践していきたいと考えております。自治体、役場が有する人、物、金、情報という4大資源をしっかりと統合し、自治体としての能力を高め、同時に説明責任も果たしていきたいと考えております。地域の意思が十分反映できる仕組みと、実践できる力を堅持していくことが、地方分権が進展し、大きな制度改革、時代の転換期を迎えた今、重要なことと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

今回、提案いたしましたものは、報告1件、専決処分承認4件、固定資産評価員の同意1件、条例の制定・改正等18件、補正予算4件の計28件であります。よろしく御審議をお願いし、開会に当たってのあいさついたします。

○議長（佐藤公敏君） これで、行政報告は終わりました。

————— ◇ —————

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤公敏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、10番、板谷信君、11番、鈴木多津枝君を指名いたします。

————— ◇ —————

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐藤公敏君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月23日までの4日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月23日までの4日間に決定しました。

————— ◇ —————

◎日程第3 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（佐藤公敏君） 日程第3、報告第3号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

繰越明許費繰越計算書については、報告議案です。

本案について、町長からの報告を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 報告第3号は、本年3月定例会において御承認いただきました平成17年度川根本町一般会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定しましたので報告するものです。

第2款総務費、第1項総務管理費、事業名、総合支所建設基本設計委託は、翌年度繰越額630万円です。

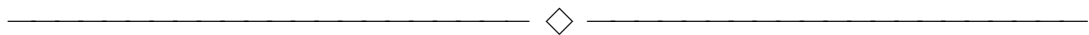
第6款農林水産業費、第2項林業費、事業名、森林居住環境整備事業林道蕎麦粒線改良工事は、翌年度繰越額1,120万円、道整備交付金事業林道三ツ峰線開設工事は1,561万5,000円、林道坂京線改良工事は883万4,000円、林道寸又峡線改良工事は1,063万2,000円です。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、事業名、林道平田線災害復旧工事1号箇所は、翌年度繰越額628万3,000円です。

以上、繰越明許費について報告いたします。

○議長（佐藤公敏君） これで報告が終わりました。

これについては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長が議会に報告するものですので、御了承ください。



◎日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について（川根本町
税条例の一部を改正する条例について）

○議長（佐藤公敏君） 日程第4、承認第1号、専決処分をした事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 承認第1号、川根本町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成17年4月1日から施行されたことに伴い、税条例の一部を改正する条例を平成17年4月1日をもって専決処分させていただき、旧町それぞれの議会において承認されたものでありますが、この改正条例は平成18年1月1日から施行されることから、条例に組み入れると紛らわしくなるため、未施行分として保留したものでありますが、合併に伴いまして平成17年12月22日をもって改めて専決させていただき、議会に報告、承認を得るものであります。

なお、6月議会への報告となりましたことについては、深くおわび申し上げます。

それでは、改正内容を御説明申し上げますが、提出議案書の7ページをごらんください。

第24条の改正は、人的非課税制度の見直しです。65歳以上の者のうち、合計所得金額が125万円以下の者に係る個人住民税の非課税措置を廃止するものであり、附則において平成18年度以後の個人住民税について、段階的に適用する改正です。

第36条の2は、給与支払い報告書の提出対象範囲の拡大です。今回の改正で、年度中途に退職した場合でも、給与支払い報告書を提出することになったものです。

附則第19条の改正は、それぞれ法令改正に伴う条文の整理を行ったものです。新たに加わった附則第19条の2は、株式発行会社の上場廃止などで損失が生じた場合にも、一定の要件を満たすことにより、株式譲渡の損失とみなす改正です。

附則第20条の改正は、ベンチャー企業支援のため、エンジェル税制が2年延長されたものです。

次に附則ですか、第1条では施行期日を規定、附則第2条では町民税に関する経過措置を講ずるものです。

以上、提案理由と改正の内容の説明といたします。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 11番、鈴木です。

まず最初に、専決処分をした日付が17年12月22日となっていますけれども、専決の理由は何なのか、それから、地方税法が改正が行われた、可決した日ですね、国会で。実施がいつからになっていたのかについてお聞きいたします。

それから、介護保険料、福祉施策利用料減免措置など、こういうものについて、この非課税措置の廃止でどういう影響が出てくるのか、具体的に御答弁をお願いいたします。

それから、附則第19条株式譲渡の損失を控除する改正の施行日はいつになっているのか、それから、対象者数、このことによる対象者数と、町への影響をお聞きします。

それから、特定管理株式とありますけれども、どういうものを指しているのか、それから、町に対象者がおられるのかどうか、影響などわかりましたらお聞きします。

それから、町長が最初の提案理由の説明でも、さりげなく深くおわび申し上げます、言葉は深くつきましたけれども、述べられましたけれども、そのおわびをした間違いが起きた経過と責任についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） 税務課長。

○税務課長（羽倉範行君） 11番、鈴木議員にお答えいたします。

第1の質問で、今回の承認第1号、専決の日付と、また、平成17年12月22日に専決した理由ということで御質問あったわけですが、この案件につきましては、地方税法の一部を改正

する法律は、平成17年3月25日に可決をしております。同年4月1日から施行開始であります。今回の議案は平成18年4月1日から施行ということになっておりまして、町長からも説明あったとおり、合併、議案が通った時点で改正しますと、条例が紛らわしくなるため、未施行分として保留していたものであります。

今回、12月22日に専決させていただきましたように、直近の議会への報告となるべきでしたが、これはこの条例の中に、従前の例によるという項目がありまして、旧町の条例が生きていると思い込み、議案提出は不要と考えたため、報告がおくれました。この点につきましては、おわび申し上げます。

なお、18年1月1日からの施行につきましては、給与支払い報告書の提出義務が平成18年1月1日からということでありまして、そのほかの議案につきましては、平成18年4月1日からの適用でありますので、今回の平成18年度の課税に関しましては、支障ないことを申し添えたいと思います。

また、次の質問で、今回の改正で65歳以上の非課税から課税になった人の税の額ということで御質問ですが、新たに課税になった方は574人です。課税につきましては、平成18年度から3年間の段階的な経過措置がありますものですから、平成18年度をもとに試算しますと、平成18年度は3分の1課税ということで157万5,000円、19年度は3分の2、その倍ですので315万円、それから、平成20年度は3分の3、満額の472万5,000円となります。

次に、附則第19条の2の関係ですが、施行日は平成17年4月1日から施行ですが、住民税の課税につきましては、翌年度課税ということで平成18年4月1日から適用されます。対象者数は現在ありません。

次に、特定管理株式とはと、また、当町に該当者はいるかということですが、特定管理株式とは、私も詳しくはわかりませんが、証券会社に売買の管理を委託するものを特定口座といいますが、この特定口座に預けている上場株式のうち、倒産などにより上場廃止となった場合、特定口座を開設する同じ証券会社の特定口座から一般管理口座に移しまして、清算終了後、株の譲渡損失とするものをいうということです。

当町には対象者はいるかと質問ですが、株式の場合、申告の選択ができる制度になっておりますものですから、何人かははっきりしませんが、株式譲渡の申告者はおります。

それから、次の介護保険福祉施策等の税の今回の改正の影響ということですが、これにつきましては、担当課の方でお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 後半の責任の問題という御指摘でありましたけれども、私としては、こうした事務的、そうした手続上のミスというのは、公にし、そして、その反省を職員が共有することで次の教訓としていきたいと考えております。

○議長（佐藤公敏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（小坂泰夫君） それでは、御質問にお答えいたします。

介護保険料、福祉施策及び利用料の減免措置などへの影響ということでございますが、まずは介護保険料でありますけれども、第3期川根本町の介護保険事業計画の策定時にも組み込みがされておりますけれども、この保険料算定に当たりましては、新第1、第2、第3段階及び第4段階から、第4段階または第5段階へ年度移行、非課税から課税に変わられた方ということでの移行措置として激変緩和という対応がなされております。この介護保険料の対応措置でございます。

それから、利用料の減免でございますけれども、介護保険の中の社会福祉法人への減免制度、こちらの方が世帯非課税者がありますですけれども、これは平成17年10月の法改正のときに、その制度の改正も伴って改正されておりますが、そちらのところでの激変緩和対応、それから、離島等の地域特別加算の軽減、これについても同じく世帯対応と。それから、高額の介護サービスの適用ですね。こちらのところでも対象となってくるものでございます。

なお、今回の税の適用に対しまして、この介護保険の適用につきましては、本年7月からの給付サービスに適用するものとなっております。

そのほかに福祉施策といたしましては、家族介護用品の支給につきまして、こちらが世帯の非課税の対応ですね、こちらに該当するものとなっております。

以上でございます。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。まず原案に反対者の意見を許します。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 11番、鈴木多津枝です。

承認第1号、専決第7号、川根本町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、反対討論を行います。

昨年6月、まだ合併前の中川根町の第2回の定例会に、6月議会ですけれども、承認第1号、専決処分した事件の承認についてとして、専決第1号、中川根町税条例の一部を改正する条例を専決処分する承認が求められました。議案の第1番目に出されました。

今回また再び素知らぬ顔で出された承認第1号ですけれども、税条例の改正が昨年6月議会に出された専決処分が入っているということを全協で説明を、羽倉税務課長が行ったということなんですけれども、本当に聞き取りにくい条件の中で、窓があいていたし、聞き取れないと。声も小さくてということで、注意もあったわけですね。もう少し聞き取れるようなことを言ってくださいと言ったのに、そのときに言い直すこともしないで、重大な問題だったのに、そのまますらっと読み上げて、私だけだったのかもしれませんが、気づかなかったのは。でも、私は気づかないで、本当にその後、どこかで見たことがあるような議案だという

ことで、さんざん捜して捜して、やっと昨年6月議会で専決処分をしたものだ。全く同じだということを突きとめました。それを突きとめるまでにどれだけの時間をかけて、短い時間の中で書類をひっくり返して調べたことか、本当に想像していただきたいと思います。議員にとって、議会を真剣に対応していくというのは重大なことだということを、それとも、あんたの能力がないんだと言われるのか、私はわかりませんが、本当に私は自分の持っている能力を精いっぱい使って、必死で対応しています。全協で専決第7号となっていることに対して、疑問を投げかけました。でも、そのときも説明はただ単に年度を通して番号をつけているために、こんなになったんだという説明しかありませんでした。今思うと、私は行政からどれだけ記憶力が確かなのかどうか、テストされているのではないかと、本当に悪質なじめに遭っていたような気がいたします。一体何のためにこのようなことをされるのか、もし気がつかなかったら、後々議員というものは何と愚かなものかと。この議事録が残って、物笑いの種になってしまうわけですが、そういうことでも考えたのか、そういう宣伝のためにすることでも考えたのかと。本当に私の方も意地悪く考えてしまうものでした。

改正の中身は、高齢者の非課税措置の廃止という、このこと自体も本当に昨年も反対討論で述べたとおり、重大な負担増の議案なわけです。国はこういう重大な地方税法の改正を、肝心の地方議会に対して何を言っても認めない、問答無用の専決処分をやるようにという形でいつも繰り返し迫っていますけれども、今回の専決はそれとはまた全く違う、保守系議員の皆さんが大半を占める地方の議会で、こういうことに対して、もう決まったことだからとほとんど承認されていますけれども、私は地方分権とか地方の議会の権威を守るためにも、こういうことに対して議会議員がしっかりと発言をしていかなければ、いつまでたっても直らないのではないかと思います。

当議案の専決処分を行った日付が平成17年12月22日となっていることについて、3月議会ですべきだったかもしれないけれども、何か先ほど答えましたけれども、だったかというのではなくて、本当に12月に専決をした、12月議会の後に専決をしたということ自体が非常に問題なわけですが、そういう専決をやってしまったことについては、もう取り返しがつかないわけですから、3月議会ですっきりと提出をして承認を得るべきことであって、地方自治法の専決ができる条件も4つ規定をされていますし、その専決をした場合には、174条の第3項で次の議会で提出をして、議会の承認を得るというふうになっています。その法律さえも侵している。本当に私はきのうも役場に来て、このことをさんざん言ったわけですが、町長が先ほど公にして次の教訓にしていきたいと。間違いについては、いきいたいというふうに答えられましたけれども、私は専決処分というのは、本来だったら税金については議会の承認がなければ、絶対に住民、国民から勝手に行政が取ることはできないものであって、それを議会の承認をなしにやってしまうという、非常に重い行為なわけですね、行政にとっては。それを議会に何も言わせないで決めていったこの行為について、本当に考

え方が安易というか、議会を軽視しているといき言いようのないものです。

先ほど専決の理由は何かと聞きましたら、17年3月25日に可決して4月1日の施行開始だけれども、合併をしたことで複雑に繁雑になる、紛らわしくなるから変えてしまうと。だから、12月に専決処分をしたというふうに言われたんですけれども、12月にやるんだったら専決する必要はなかったと思うんですよ。十分議会に議案として出して、議員の判断を仰ぐ、審議をしていく、そういう間があったわけで、4つの要件、議員の専決をしても許される4つの要件、それは議会が成立しないとき、あるいは議員の半数以上が欠席して定足数に達しないわけですね。議会を開くことができない場合、そして、議会を招集するいとまがないと認められる場合、それから、議会を開いても、議会が議決すべき事件を議決しない場合という、この4つしか専決が許される要件はないわけで、この12月22日の専決というのは、この4つのどこにも当てはまらないわけです。まさに法律違反をしているわけですよ、行政は。その法律違反に対して、何と安易な態度、考え方か。本当に今も聞いていてあきれるわけですけれども、行政のその対応に対して、私たち議会の方がそういうことをきちんとけじめをつけていく、このことが私は今この議会で求められていると思います。

議案ですので、条例、条文の改正が出ていますから、その内容についても、昨年6月議会でも反対討論したわけですが、それをまた再び同じような反対討論になってしまいますけれども、そこも述べないで、ただ手続だけで反対するわけにはいきませんので、内容についても反対を述べていきます。

提出された町税条例の改正の内容についてですが、昨年同様に改正の中身が何よりも65歳以上の所得が125万円しかないという高齢者に設けられていた非課税措置を廃止してしまうというもので、3年をかけて段階的に全廃するということですが、最も感謝すべき弱い立場の高齢者をねらい打ちにしている一連の冷たい小泉改革の一環だということで、私は反対を、まず認められないということを申し上げます。

非課税措置による増税の影響ですが、先ほども税務課長から答弁がありましたけれども、最終的には574人の人たちが非課税から2000年には課税になってしまう。そして、475万円の税金が増税されるこの町においても、町民税の部分でも増税になるということです。本当に大変なことだと思います。

これは福祉課長の答弁でも明らかなように、税額での増額というか、それだけには負担増はとどまらず、ことし4月から引き上げ改定されました介護保険料においても非課税ということで、所得ランクが定められているものが所得ランクが上がっていく、課税になることで保険料の所得ランクが上がっていくということも起きてしまいますし、また、福祉サービスの受給資格についても、非課税世帯で受けられるものが受けられなくなってしまいます。本当にいろいろな点で高齢者の、本当に一番つましくやっと生活している人たちをターゲットにした高齢者の非課税措置の廃止ということについて、私は本当に町の人たちをターゲットにしたものですから、議会としてもこの点でもやはりきちんと審議をできる時間を置いて審

議をしてやるようにということで、ぜひ皆さんに賛成をしないように、承認をしないようにしていただきたいと思います。

もし、今回仮に全員が反対、承認をしないということになったとしても、もう専決ですので、本当に取り消すことができない、執行を止めることができない、そういうものですので、それを幸いとは思いませんけれども、この際、議会として議会の権威をしっかりと行政に示す、住民にも示していくためにも、こういう乱暴な議案の中身、国に対して許せない議案の中身、それから、行政の不手際、間違いに対しても、ただすみませんでしたということを言われて、法律違反ですから、それは行政として謝るのは当然だと思います。でも、その謝ったことは何でもいいよというふうに、謝ったので許してやるよではなくて、やはり議会としてはこういうものについては、出し方については認められないよということをはっきりと態度を示して、この議案に対する議会の権威を示していただきたいと思いますということを強く申し上げまして、議員の皆さんの賛同を得られることを大いに期待いたしまして、私の反対討論いたします。

○議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、中澤智義君。

○13番（中澤智義君） 13番、中澤です。

私は、承認第1号、川根本町税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

この承認第1号は、国の地方税法が改正に伴い、改正であります。若干の手續に問題はありましたが、町条例改正には問題はないと考えまして、私は賛成といたします。議員諸君の良識ある判断を求めます。

○議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）は、承認することに決定いたしました。

税条例の一部を改正する条例について

- 議長（佐藤公敏君） 日程第5、承認第2号、専決処分をした事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

- 町長（杉山嘉英君） 承認第2号、川根本町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成18年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、川根本町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

提出議案13ページ及び資料をあわせてごらんいただきたいと思います。

主な改正点は、税源移譲に結びつく国庫補助負担金の改正案が決定され、これを踏まえ、所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実施されることになったこと。平成11年から行われてきた個人住民税の定率減税の廃止に伴うもの、固定資産税の負担調整措置に関するものであります。

1つ目の3兆円規模の税源移譲に伴う具体的な改正の内容ですが、まず個人住民税所得割の税率が10%にフラット化されました。これにより、偏在度の縮小が図られます。また、10%の所得割のうち、県民税と町民税の税率を4対6の割合に設定されました。

次に、個人の負担変動の抑制に配慮した改正をしております。この改正は、国税の減税と地方税の増税を同時に同規模で行い、税源移譲を行うものですが、個人の負担が極端に変わらぬよう、所得税の税率改正、個人住民税における調整控除、住宅ローン控除を創設するものです。

2つ目は、税源移譲以外の個人の所得課税の大きな改正として、所得税、個人住民税の定率減税の廃止です。この定率減税は、平成11年度に当時の経済状況に対し、緊急避難的な特別措置として導入されたものですが、経済状況を踏まえて平成18年に2分の1に縮小され、平成19年度から廃止されるものです。

そのほか、地震災害時に対する国民の自助努力の支援として、地震保険料控除の創設、生活保護基準額等の見直しに合わせ、非課税限度額の改正等を行うものです。

3つ目の固定資産税の負担調整措置に関する改正であります。宅地等の課税標準額について、まだ本来の課税標準額に達していない土地があり、税の公平負担の観点から、できるだけ早く本来の課税標準額に近づけるため、是正措置を講ずるものです。

また、住宅耐震改修に伴う固定資産税の軽減措置が創設されました。近年、大規模な地震が予想される中、既存の住宅の耐震改修を税制上も促進すべく、創設されたものです。

このほかの改正といたしまして、たばこ税の改正が行われております。現下の厳しい財政状況にかんがみ、その税率を1本当たり、国・地方合わせて0.85円に引き上げるものです。

なお、附則において、施行期日、経過措置等を定めたものです。

以上、川根本町税条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきました。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 11番、鈴木多津枝です。

まず最初に、今度の税条例の改正、専決処分ですけれども、三位一体の改革に伴う3兆円規模の税源を移譲するということで行われるわけで、増税を目的としたものではないという説明がされたわけですが、まず最初に川根本町への影響が地方譲与税で6,000万円ぐらい増えるというふうに説明をされたと思うんですが、見込みであるけれども、見込んでいるということですが、これで、もし6,000万円地方譲与税が増えても、基準財政収入額に入れられてしまうと、結局地方交付税が減らされるということになるわけですから、総額では。町にとって本当にどのような形で、幾らの増収になるのか、その点をお聞きいたします。

それから、国保税とか介護保険料とか保育料などへの影響は、当町では税金に掛けているのではなくて、所得において計算するから影響はないということでしたけれども、改正前と改正後の表によると、合計の税率が上がる部分があるわけですね。全然増税にはならないよと言いながら、税率が上がってしまうという人があるんですが、この人たちにおいては何か調整がされるのか、お聞きします。

3つ目ですけれども、第34条の6の改正で、所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整する減額措置を講ずるとありますけれども、どういうことかお聞きいたします。

それから、分離課税に係る個人の住民税の税率割合が改正されるわけですが、これによる当町での影響ですね、それから、附則第7条の3の住宅ローン減税創設に伴う個人の住民税の減額の内容はどういうものか、また、本人が申請をすることが必要というふうに、この減税を受けるためには決められてあるわけですが、この周知徹底をどのように図るかという点、それから、この制度の創設による住宅ローンの減税の制度ですが、これの創設による町民税の方が減収するわけですが、その減収額について国が全額国庫で補てんするというふうになっていますけれども、これは交付金で措置されるのか、地方交付税で措置されるのか、どちらかお聞きします。

それから、定率減税の廃止についてですけれども、附則第22条、個人の住民税で17年度改正で半減するというので、税額の7.5%控除、限度額を2万円になるわけですが、そして、18年度では全廃されてしまう、これが19年度から適用されるということで、本当に大変な負担増になって、負担増というか、増税になるわけですが、各年度に増税となる人の人数、それから、町への増収額の見込みですね、そういうものが計算してあったらお聞きいたします。

それから、参考として示されている所得割の定率減税、参考に出されたわけですが、17年度の改正で20%から10%の控除になる、限度額が12万5,000円ということで、国の方の税収ですが、18年度でこれも廃止になって19年度から適用されるというふうに資料には書いてあったわけですが、各年度ごとに町民の方たちの中で増税となる人数と増税額の見込みなどが、もし試算できてありましたら、お聞きをいたします。

それから、第24条の第2項の個人の住民税の非課税限度額の改正ということで、均等割の非課税限度額の人的控除の加算額を、今まで17万6,000円だったのを16万8,000円に8,000円下げる、縮小するわけですね。それから、附則第5条第1項で所得割の非課税限度額の人的控除の加算額を35万円から32万円に3万円縮小するというので、この2つの人的控除の加算の縮小ですが、18年度から適用ということですが、この影響について、何人の人たちが影響を受けるのか、そして、このことによって町の増収見込みはどれくらいか。これも計算してありましたら、お答えをお願いいたします。

それから、第34条の2の個人の住民税に地震保険料控除を創設するというので、現行は損害保険料を長期保険で1万円、短期で2,000円を限度額として所得控除をしているということですが、改正後は限度額が2万5,000円に引き上げられて、支払った地震保険料の2分の1を控除する、限度額2万5,000円以内でということですが、というふうに改正されるわけですが、経過措置として18年度末までに締結した長期の損害保険料については、従来どおり損害保険料控除を適用できるというふうに資料に書いてあるわけですが、これは期限なしでいつまでもずっと適用するということなのかどうか、お聞きというか確認をいたします。

それから、現状でこのことによる町税の減収見込額ですね、減税となる人たちの人数、それから、この減収分についても国の補てんがあるのかどうか、それはどういう形で、もしあるとしたら行われるのか、お聞きいたします。

それから、固定資産税関係の改正ですが、附則第10条の2で、土地に係る負担調整措置による増収見込額ですね、負担調整を5%ですか、引き上げるということで、その増収の見込額は幾らかということと、商業地があるのかどうか、当町に。確認をいたします。

それから、住宅用地……いろいろ通告しましたが、今の2つで多分わかると思いますので、それだけに絞ります。

それから、最後にその他のたばこ税の引き上げで、小売りで1箱当たり20円ぐらいの値上げになるということで、7月1日から実施されるわけですが、これで18年度、17年度ですか、町の増収見込みができるのかどうか、計算ができるかどうかわかりませんが、もし何かを、何年度のを参考にしてということではどれくらい増えるという見込みがあれば、御答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） 税務課長。

○税務課長（羽倉範行君） 11番、鈴木議員にお答えいたします。

まず初めの税源移譲は、実質どのくらいの増収があるかということでございますが、この改正は所得税を減額し、住民税を増額して個人の負担を増やすことなく税源移譲をするものですが、税源移譲が始まるのは平成19年度からでありまして、平成18年度の課税から試算しますと、町民税は逆に1,800万円の増収となります。

例えば夫婦と子供2人の給与収入が500万円世帯で計算してみますと、所得税は改正前11万9,000円が5万9,500円となり、一方住民税は改正前が7万6,000円が13万5,500円となりまして、所得税と住民税を合わせた納税額は改正前と変わらず19万5,000円ですが、所得税が5万9,500円減り、住民税が5万9,500円増える形で税源移譲が行われます。

それから、2の税率表に差があるがという御質問ですが、この表の見方ですが、わかりにくくて誠に申し訳ないですが、所得税はこの表195万円から330万円のところは、この間の125万円に対し10%と計算しますものですから、例えば300万円の人の所得税の税率は約6.75%となり、この段階別で足した数値とはなりませんものですから、大きな差は出ないということでございます。

それから、第34条の6の所得税と住民税のこの人的控除の差の負担増の調整はということですが、人的控除、例えば扶養控除ですと、所得税は38万円、住民税では33万円で、この控除額の差5万円が住民税の負担増となります。この差額の相当分の税額を町民税から控除する措置を講ずるものです。

それから、次の分離課税に係る税率改正の影響はということですが、改正前は分離課税、つまり譲渡所得だとか、配当所得等分離課税を行っておりますが、改正前は町民税約7割、県民税約3割の分配率でしたが、今回の改正で町民税が6割、4割となりますものですから、少し税収は落ちるかと思いますが、分離課税の場合、毎年の所得増減が激しく、一概に税収が増収ですか、ちょっとはかりかねます。

それから、次の住宅ローン減税についてですが、所得税の税率改正において、税率が115万円の場合、10%、5%と税率が低くなったために、住宅ローン控除が引き切れなくなった場合、住民税から控除する規定です。また、これは申告が必要であります、該当者には税務署の方から本人に通知されるという予定であります。

また、この減収額は全額国費で補てんということになっておりますが、これはまたどのような補てんの方法かということで、検討中ということでございます。

また、所得税におきまして、住宅ローンを受けている方が所得税での影響ということですが、所得税におきまして、住宅ローン控除を受けている方が現在180人ほど、控除額は2,243万4,000円ほど控除を受けておりますが、このうち先ほど言った195万円の方までは5%に下がるということでありまして、この中に入る人が約95名ほど確認できております。これも半分、500万円ほどが住民税から控除されますが、先ほど言った住民税の町民税が6対4ということですので、5分の3の300万円が町民税の方から控除がされる見込みであります。

次に、附則第22条の定率減税の廃止ですが、この改正は平成18年度から適用となっておりますが、暫定措置として18年度は2分の1に圧縮、平成19年度に全廃となっております。

これによる影響額ですが、平成18年度の町民税・県民税合わせた減税額は2,172万2,000円ほどで、このうち町民税は1,422万1,000円となりますが、3,764人の方が減税を受けております。平成19年度は全廃となりますものですから、この同額が減税から外されます。所得税につきましては、これは国税ですので、ちょっと資料がございませんものですから、計算お示しできません。

それから、第24条の2の人的非課税限度額の改正の影響ということですが、これは人数は18年度におきましては1人でございます。それから、この方につきましては、均等割が課税となっております、18年度には3分の1課税ですので、満額の4,500円の3分の1、1,500円が課税されております。

それから、9の地震保険料控除の創設中、従来の損害保険料控除の適用期間はということですが、平成18年度末までに契約したものにつきましては、契約の期限まで控除ができます。従来どおり控除ができます。

それから、それについての減税の国の補てんということですが、これは所得控除ですので、補てんはございません。

それから、次に固定資産税の改正ですが、負担調整措置の影響額ということですが、これは18年度におきまして約100万円の増額となっております。

また、負担水準が80%以上の住宅用地があるかという質問ですが、約6割が80%以上の負担水準となっております。

それから、商業地はあるかという質問ですが、これは居住用に使う宅地以外の、たとえば商店のみで使っている土地を商業地ということで見ており、指定しておりますが、あります。

それから、負担調整措置の規定の課税水準まで毎年引き上げるものでありまして、これは前年課税標準額に評価額の5%を加算していき、課税水準まで持っていくという制度であります。

最後にたばこ税の引き上げの影響額ということですが、町たばこ税は旧三級品以外は1本当たり0.321円、旧三級品は1本当たり0.152円の引き上げとなっております。これは平成18年3月から5月の3カ月間の売り上げ状況から試算しますと、平成18年7月から9月までで約230万円の増収、年間に直しますと350万円の増収となりますが、売り渡し本数につきましては年々減少しておるのが実態でございます。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 最初の方の質問で、一番最初ですけれども、増税にならないということで、表があって、非常に見にくい表でというふうに課長の今の答弁だったわけですが、けれども、大きな差はないと。要するに国税と所得税と町県民税の合わせた税源移譲による合

計額において見ると、増税にはならないというふうに答弁があったわけですが、ずっと表を見てみますと、非常に本当にわかりにくいわけですね。同じ比較の仕方の所得ランクになっていないものですから、それで私は細かく同じ比較ができるように、全部区切りました。そうすると、例えば200万円以下のところでは合計で15%から15%で同じなわけですが、195万円から200万円の部分、ここを計算しますと、所得税が10%、町民税が3%、県民税が2%で15%なんですけれども、現行が。それが改正によって所得税が10%、町県民税6%足す4%で20%になるわけですね、ここの部分は。そうすると、ここは5%増える。それから、200万から330万のところは変わりがない、20%、合計で。それから、330万から695万円のところも30%から30%だから変わりはないですけれども、その上の695万円から700万円のところにおいては、また同じように所得税20%と町県民税8%プラス2%で30%の現行の税率が、改定によって所得税が23%、それから、町県民税6%を4%足して10%の合計で33%ということですので、30%から33%になるというわけですが、この増えるということについても、大きな差はないと答えられるのか、考えられるのかどうかお聞きいたします。もしそうだとしたら、例えば税額においてこれくらいになるから、差はありませんというふうに答えていただきたいし、気がつかなかったということはないと思いますので、きちんとお答えを願います。

○議長（佐藤公敏君） 税務課長。

○税務課長（羽倉範行君） 税率が所得税195万円以下の場合、増えるではないかというようにござりますが、この負担が増えた分、これが第34条の6の方で人的控除の差に基づく負担増の減額措置と。これは調整控除ですが、この辺でその差を調整する措置が講ぜられております。

したがって、この措置を講ずることによって改正前と納税額が変わらないように調整しております。

それから、具体的に先ほども説明を申し上げたんですが、例えば独身者の場合、1人の方の場合の例えば給与収入が500万円の場合は、所得税と個人住民税、同じ額が増額、減額となりまして、500万円クラスで計算しますと、所得税の場合25万8,000円が16万500円、それから、個人住民税で計算しますと改正前が16万3,000円が26万500円となりまして、所得税で9万7,500円減、個人住民税で9万7,500円増というような計算で税源移譲が行われております。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 再質問を1点に絞って聞いたわけですが、結局私が示した195万円から200万円の間と695万円から700万円の間が負担増になりますよと。税源移譲することによって、個人の税金が増えますよということに対しては、結局どれくらいの税金になるということは答えがなくて、負担増を差が出た場合には調整する減額措置を講ずるから大

丈夫だというふうに言われたんですけれども、最初の質問で減額措置を講ずるとあるが、どういうふうにするのかというふうに聞いてあるんですけれども、そのことについてもお答えがありませんでした。ぜひ大丈夫だという答えをきちんとしていただきたいんですけれども。

○議長（佐藤公敏君） 税務課長。

○税務課長（羽倉範行君） お答えします。

これにつきましては、先ほども申しましたように、34条の6の方で調整控除ということで設定してありますが、具体的な例がちょっと計算してありませんものですから、後ほどでよろしければ、またお示ししたいと思います。

○議長（佐藤公敏君） 後ほどの回答ということでよろしいでしょうか、書面での。

それでは、税務課長、そういうことで。

これで鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。まず原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 反対の立場から討論を行います。

定率減税が19年度から廃止される、本当に納税している一般のサラリーマンが一番大きな影響を受けるわけですが、導入時には恒久的減税として位置づけたこの定率減税です。全廃とされることは、本当に私たち国民としてはだまし討ちに遭っているといっても同じようなものだということで、まず最初にこういう国の政治に対して、到底認められないということをはっきりと申し上げます。

地震保険控除の導入とか、地震保険控除を従来の損害保険控除より増額したということでは、耐震化を進める上で、耐震改修に伴う減税とともに、これで十分というわけではありませんけれども、反対するものではありません。でも、定率減税の19年度からの廃止については、均等割、所得割の人的控除の縮小は、本当に多くの人に網をかけた増税であり、全く賛成できない。これは本当にほとんどの人が、ここにおられる人たちもそう思いいらっしゃるのではないかと私は推測をいたします。必要な公的サービスを確保するための公平な租税負担は避けられないというふうに説明をするわけですが、だったら、ぼろもうけをしている大企業や大銀行、株式の投資家など、そういうところには大きな減税を続けながら、少ない所得の国民からは足りない、足りないと言って公的サービスや医療サービス、介護保険などの負担増を、もう本当にこちらの方でも次々と繰り返しながら、さらにこれまで必要として認めていた定率減税を廃止していく、また、人的控除を縮小していく、こういうことで庶民の懐からお金を吸い上げていく、本当に本末転倒な政治が今、続けられていると思います。

税源移譲のための税率改正についても、地方交付税で総額で削減を押し進めているという国の方針がありますので、もしこれが地方交付税で措置をされるということになりますと、基準財政収入額の増加によって、交付税が削減の対象になり、さらにこういう交付税の削減、加速が大きくなっていくのではないかと、本当にこれも地方にお金がたくさん入ってくるようになるだろうなんて期待できるものではないということでもあります。

それから、政府が今、景気回復が進んでいるなどと言っていますけれども、私たち庶民にとっては、もう本当に実感できないものであって、国はこのことで4,274億円の定率減税の廃止による増収を見込んでいると報道されています。当町でも、ただいま1,520万円ですか、減税していた分がなくなってしまうんだというふうな課長の答弁をちょっとメモしたわけですが、間違っていなければ、とにかく大きな増税になっていくんだなと思います。本当に町民の人たちの購買力もその分下がっていくし、そのことがさらに景気回復など到底実感できない当町において、商店営業をしている人たちなどにも影響を及ぼしていく本当に重大な増税策、議案だと思います。

固定資産税の改正も、5%のこれまでの負担調整をさらに5%加算して引き上げていくということで、増税が固定化されていく、5%の増税が固定化されて固定資産税が増えていくということになると思いますので、これも住民の人たちにとって重大な負担増になっていきます。

こういう住民にとって重大な負担増を押しつける条例改正を、先ほどの専決処分でも一部申し上げましたけれども、議会が審議をできない状態で国が押しつけてくる。このことについて、先ほど皆さんは賛成しましたけれども、私はやはりここで議会の権威を示すために、専決処分ですので、皆さん全員が反対したところで執行ができないという問題ではありません。残念ながら執行されてしまいますけれども、だからこそ地方の議会ではっきりとこういう議会制民主主義を無視したやり方、国のやり方は許せないよという態度を示した町がある、議会があるということを私はここで示すべきだということを強く訴えまして、皆さんの私の意見への賛同を大きく期待しまして、反対討論といたします。

○議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、中澤智義君。

○13番（中澤智義君） 13番、中澤です。

私は、承認第2号、川根本町税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

この改正は、国の税の税源移譲に伴う税率の改正で、町の税条例を改正するものです。所得税、定率減税の改正、固定資産税の公正適正化をするための改正、その他もろもろの税率の改正であります。この町条例の改正は適正と考え、賛成承認するものです。議員諸君の賛成承認を要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）は、承認することに決定いたしました。



◎日程第6 承認第3号 専決処分した事件の承認について（川根本町
消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例について）

○議長（佐藤公敏君） 日程第6、承認第3号、専決処分した事件の承認について（川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 承認第3号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について、提案理由の説明をいたします。

議案の34ページ、新旧対照表の52ページをごらんください。

この条例の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成18年3月27日に公布され、平成18年4月1日から施行されることに伴い、補償基礎額、扶養加算額及び介護補償の額を改定し、非常勤消防団員等の損害補償の適正化を図るための改正であります。

改正内容について、条項を追って御説明いたします。

第5条第2項第1号による別表第1の改正は、非常勤消防団員が公務中にこうむった災害補償について定めております補償基礎額を改定するものです。具体的には新旧対照表の55ページをごらんください。

改定額の一部を申し上げますと、勤続10年未満の部長、班長及び団員の場合、9,000円を8,800円に、勤続20年以上の分団長及び副分団長の場合、1万2,470円を1万2,400円に改定するものです。

同条同項第2号は、新旧対照表の52ページをごらんください。前号による別表の改定とあわせ、消防作業従事者、救急業務協力者等が災害に遭ったときの補償基準額の最低を9,000円から8,800円に改正するものです。

第3項は、配偶者に係る扶養加算額を450円から433円に改正するものです。

次に、第9条の2、介護補償関係の改正ですが、第2項第1号で常時介護を要する場合の他人介護の最高支給額10万4,970円を10万4,590円に改め、第2号では常時介護者の家族介護の最低支給額を5万6,950円から5万6,710円に改め、第3号では随時介護を要する場合の他人介護の最高支給額5万2,490円を5万2,300円に改め、第4号では随時介護者の最低支給額を2万8,360円に改定するものです。

今回の改正は、最近の社会経済情勢にかんがみ、補償基礎額等の引き下げを行うものであります。

附則で、施行日を平成18年4月1日とし、経過措置を定めるものであります。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 11番、鈴木多津枝です。

まず、専決ですので、専決の理由ですね。それから、根拠法、それが改正された、成立した期日、施行日、施行日は4月1日からということだったので、この3点をお聞きいたします。

それから、補償基礎額の改正ということで、補償が多い役職のところより、補償の少ない若い団員のところの補償額、あるいは善意で、またはそうせざるを得ない立場上というか、成り行き上というか、災害が起きて協力をした人たち、そういう協力をしたことによって、死亡したり負傷した人たちの、本当に若い人たち、一般の善意のある人たちが受けた補償について、最低補償基礎額を引き下げる、こういうことをやっているんですけども、町長は補償の適正化を図るものだというふうに今提案理由の説明でおっしゃられたんですけども、どういう適正化なのか、説明をお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 総務課長。

○総務課長（山本眞一君） それではお答えをいたします。

本条例の一部を改正する条例の根拠法であります、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令でありまして、改正にあわせ平成18年3月27日、交付されておりまして、同法の施行日は同年4月1日であります。

専決の理由であります、この改正に伴いまして、消防庁より平成18年3月27日に各都道府県知事に通達をされまして、これを受けて県の防災局消防室長より当町あて通知されました。

引き上げの場合ですと、施行日以降の条例改正であっても、適用により差額支給をしていましたけれども、今回は引き下げのため、補償対象者に対し不利益を生ずる場合もあり得るため、施行に合わせた条例改正が適当であるということから、地方自治法第179条の規定により、平成18年3月31日専決処分をいたしました。

次の御質問であります。補償基礎額につきましては、損害補償は補償基礎額を基礎として行うこととされておりまして、第5条第2項第1号において非常勤消防団員等にかかわるものを、同条同項第2号においては、消防作業従事者、救急業務協力者等に係る補償基礎額を規定しております。このうち、第1号関連では、団長及び副団長の階級より部長、班長及び団員階級にある者の方が下げ幅が大きく、第2号についても最低補償基礎額が200円の引き下げとなっております。

御質問の補償が多い階級より少ない階級の引き下げを大きくする理由でございますけれども、各階級別の引き下げ額の計算についての詳細はわかりかねますけれども、補償基礎額につきましては、最低額はおおむね国の一般職職員の給与に関する法律、別表による公安職俸給表、こここのところの1級17号の俸給月額に30分の1を乗じた額とされ、最高額はおおむね8級11号の俸給月額に30分の1を乗じた額とし、公安職の給与体系を消防団員の組織体制に擬制したものであります。

今回の改正は、昨年の人事院勧告によりまして、これら国の俸給が改定されましたので、連動してきているものと思われまますので、そのように御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 町長の提案理由の説明で、町長は適正化を図るものだというふう
に提案理由を述べられたわけですが、なぜこの改正が適正化を図るものだという理由
をまだ答弁いただけていません。

○議長（佐藤公敏君） 総務課長。

○総務課長（山本眞一君） 適正化ということでございますけれども、例えば公務員給与の改
定がございました。平成18年4月から実施をしてございますけれども、この国の平均が
4.8%、本町で申し上げますと、既に御議決をいただいておりますが、2.3%の減ということ
になっております。これは当たるかどうかちょっとわかりませんが、例えば土木作業
員の日額、普通作業員が1万4,100円が1万3,800円に下がったということで、2.12%の減額
となっています。

また、地方公務員の災害補償基金というのがございますけれども、その中の公務災害、通
勤災害等の主な改正事項といたしまして、これもやはり平成18年4月1日施行ということに
なっておりますが、総務省告示関係を見ますと、年金たる補償以外の補償に係る最低補償額
が引き下げられたと。それから、介護補償額が引き下げられた、こういった昨今の社会的情
勢をかんがみて、消防団員の公務災害に係る補償の方も引き下げになったということでござ
いますので、これが適正かどうかということはおのこの判断によると思ひますけれども、
そういうことで今回御提案を申し上げているということでございます。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 町長はそういう引き下げを適正だと思われるんですか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

連動してこうした引き下げが行われたという、その背景には、やはり人件費の削減と国全体の歳出の見直しという大きな流れがあるかと思っております。そういう意味では、制度の持続性というのが一番肝心なことでありますので、こうしたことをやりながら、制度を維持していく、あるいは国全体、あるいは地方全体の財政を堅持していくことが必要なことと考えておりますので、私は今回の周りの社会経済情勢を取り巻く状況の中で、適正に措置されたものと考えております。

○議長（佐藤公敏君） 鈴木君の質疑は既に3回になりましたので、質問を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。まず原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 反対の立場から討論をいたします。

最近の社会経済情勢をかんがみということで、民間の状況、補償の状況とかが引き下げられている、それに連動して引き下げを行うのは当然だと。それから、国全体の財政状況などから、制度の持続性ですか、こういう制度の持続性、継続をしていくためにも、町長は今回の提案を適正だというふうにお答えをされましたけれども、私はとてもこの引き下げをすることによって、消防団員の人たち、あるいはそういう協力をする人たちに与える心的損害というんですか、そういうものを考えれば、大きな借金を背負った国の中で、その借金の穴埋めになるような方法ではないし、民間がやるから公の部分でも連動してやるんだというやり方自体がもう本当に民間のそういう補償の引き下げとか給与の引き下げを加速させているものだということで、全く賛成してはならないものだと思います。

専決の理由として、18年3月27日に消防庁より県へ通知があって、県より町へは3月27日付で文書は来たと。ぎりぎりに来たということで、施行が18年4月1日からで、補償の引き下げになっているということで、対象者に対して不利益となる改正だから、専決を行ったという説明ですけれども、専決の要件には値すると思うんですけれども、先ほどから専決をやっています2つの専決処分でも申し上げたとおり、こういう住民、国民に対して不利益になる問題について、地方の議会が専決をしなければならないという方法を国がずっと繰り返している、それを地方議会が何も言わないで、先ほどから2つの議案に対して賛成を皆さんされていきますけれども、私は行政よりも、行政は法律に基づいて仕事をしなければならないところだから、なかなかそれに逆らうことは、抵抗することは難しいことでしょうけれども、議会は本当に住民の立場に立ってきちんと法律に基づいて自分の意思を表明すべき住民の代表者、代弁者なのだから、私はこういう議会制民主主義を踏みにじるような日程で国が改正をしていく、こういうやり方をもう本当に地方分権の侵害であり、議会制民主主義の無視

といいますか、非常に心外だということで、議員の皆さんが態度を示さない限り、こういうやり方は私は変わらないと先ほどから声を大きくしているわけですが、この議案においても、ぜひ国民、住民に不利益をこうむるような、及ぼすような改正に対して、議会の審議権も認めないような国のやり方に対して、ぜひ反対の態度をとっていただく、そして、皆さんが、全員が反対されたとしても専決ですので、もうとめられない。専決というのは執行の権限が長に与えられたものですから、何ら執行するのに障害が起きるわけではない、残念ながらそういう制度ですので、ぜひ皆さん、ここで心おきなく反対の態度を国に対して示すべきだということを訴えまして、私の反対討論といたします。

○議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、中澤智義君。

○13番（中澤智義君） 13番、中澤。

私は、承認第3号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

この第3号は、政令の改正で、消防庁よりの通達による町の消防団町条例の改正です。過日、この件につきましては、消防委員会でも検討され、承認されております。私はこの条例に承認賛成するものです。議員諸君の承認賛成を要望して、私の賛成討論といたします。

○議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから承認第3号、専決処分した事件の承認について（川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、承認第3号、専決処分した事件の承認について（川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）は、承認することに決定いたしました。

それでは、10時50分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

○議長（佐藤公敏君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第7 承認第4号 専決処分した事件の承認について（平成17年度川根本町一般会計補正予算（第2号））

○議長（佐藤公敏君） 日程第7、承認第4号、専決処分をした事件の承認について（平成17年度川根本町一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 承認第4号、平成17年度川根本町一般会計補正予算（第2号）の概要について説明いたします。

これは、3月31日付で専決処分させていただいておりますが、主要地方道川根寸又峽線奥泉地区の改良工事について、追加で合併支援道路整備事業に採択されたため、県道整備事業負担金の財源を地方交付税に参入される有利な合併特例事業債の借り入れで対応できるよう、地方債の借り入れ限度額を変更させていただく内容となっております。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に変更はありません。

それでは、事項別明細書により、歳出から説明させていただきます。

事項別明細書の一般8ページをごらんください。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費は、合併支援道路整備事業への県道整備事業負担金分の財源更正です。

続きまして、歳入について説明いたします。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は90万円の減額です。これは、今回一般財源の調整として減債基金繰入金を減額するものです。

第19款、第1項町債は90万円の増額です。合併特例事業債を増額するものです。

第2表地方債の補正につきましては、一般3ページをごらんください。

合併特例事業債について、借り入れ限度額を90万円増額し、720万円にするものです。

以上、御報告申し上げ、御承認をいただくようお願いするものです。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 提案の理由の説明で、通告していた分をおっしゃられるかと思っただけで、出ませんでしたので、質問をいたします。

専決をする理由ですね。専決できる4項目あるんですけども、先ほどから言っている、そのどれに当たるのかということ。ということは、結局いつ通知が来て、いつ執行するということで専決をするのか、その点をお聞きいたします。お願いします。

○議長（佐藤公敏君） 答弁を求めます。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時01分

○議長（佐藤公敏君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。総務課長。

○総務課長（山本眞一君） それでは、お答えをいたします。

本案件につきましては、合併支援の重点道路ということで、県営事業の町の負担金でありますけれども、1件が追加採択されました。それによりまして、追加許可があったのが3月27日でありまして、その提出を3月31日にしないと借入れが翌年度になってしまうということから、3月31日付で専決処分をする必要があったため、そういった処分をいたしました。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号、専決処分した事件の承認について（平成17年度川根本町一般会計補正予算（第2号））を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、承認第4号、専決処分した事件の承認について（平成17年度川根本町一般会計補正予算（第2号））は、承認することに決定いたしました。

◇

◎日程第8 同意第2号 固定資産評価員の選任について

○議長（佐藤公敏君） 日程第8、同意第2号、固定資産評価員の選任についてを議題とします。

なお、本案については、澤本廣君当事者がおられますので、暫時退場を求めます。

（澤本廣君退場）

○議長（佐藤公敏君） 本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 同意第2号、固定資産評価員の選任について、提案理由の説明を申し

上げます。

固定資産評価員は、固定資産を適正に評価し、かつ市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に固定資産評価員を設置することになっております。

現在、川根本町助役に澤本廣君が就任しておりますが、同君は過去税務課長の経験もあり、固定資産評価に対する知識も豊富であり、適任者であると思いますので、固定資産評価員に選任いたしたく、御同意をお願いするものであります。

以上、提案理由の説明といたします。御審議の上、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから、同意第2号、固定資産評価員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、同意第2号、固定資産評価員の選任については同意することに決定しました。
澤本さん、入場してください。

（澤本廣君入場）

————— ◆ —————

◎日程第9 議案第37号 川根本町表彰条例の制定について

○議長（佐藤公敏君） 日程第9、議案第37号、川根本町表彰条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第37号、川根本町表彰条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案43ページから45ページをごらんください。

川根本町の表彰条例につきましては、合併事務事業の調整により、合併後において交付することになっておりましたので、本議会での制定を提案するものであります。

この条例では、第2条において表彰の基準を規定し、第3条から表彰の方法、被表彰者の公表、表彰期日等を規定し、第9条におきまして表彰を受ける者の調査、表彰に関する事項

を審査する表彰審査委員会を置くことを規定いたしました。

なお、合併前の中川根町及び本川根町における功績を、川根本町として含めて対象とすることとしております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第37号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は第1常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま第1常任委員会に付託しました議案第37号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月22日までに委員会を終了するように期限をつけることにしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は6月22日までに委員会を終了するように期限をつけることに決定しました。

◇

**◎日程第10 議案第38号 川根本町障害程度区分認定審査会の委員
の定数等を定める条例の制定について**

○議長（佐藤公敏君） 日程第10、議案第38号、川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第38号、川根本町障害程度区分認定審査会の委員条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案46ページをごらんください。

平成17年11月7日に公布された障害者自立支援法第15条の規定により、市町村に障害程度区分認定審査会の設置が義務づけられ、同法第16条の規定により、委員の定数は市町村の条

例で定めることとなっていることから、川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定をお願いするものであります。

この審査会は、平成18年10月から新体系サービス利用者に係る障害程度区分の審査判定業務と町の支給要否決定に当たっての意見を述べるもので、会長が指名する5人の委員を標準とする合議体を複数で構成するものであります。

それでは、条文を追って説明いたします。

第1条は、この条例の目的を定義するものであります。第2条は、審査会の名称を定め、第3条及び第4条では、審査会の委員の定数と規則委任を定めるものであります。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容をお願いします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第38号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は第1常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま第1常任委員会に付託しました議案第38号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月22日までに委員会を終了するように期限をつけることにしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は6月22日までに委員会を終了するように期限をつけることに決定しました。

◇

**◎日程第11 議案第39号 川根本町附属機関設置条例の一部を改正
する条例について**

○議長（佐藤公敏君） 日程第11、議案第39号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第39号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案47ページ、新旧対照表56ページをごらんください。

当条例の改正内容は、川根本町政功労者制度審議会及び川根本町町史編さん委員会を削るものであります。

川根本町政功労者制度審議会につきましては、議案37号で御審議いただきました川根本町表彰条例の制定にも関連していますが、当審議会は旧中川根町の附属機関として、常勤特別職及び議会議員を表彰対象とした表彰制度に対する審議機関として設置され、合併後においても、町の一附属機関として規定されていますが、川根本町の表彰基準として、川根本町表彰条例第2条第8号におきまして、町の特別職等を規定し、また、同条例第9条で表彰審査委員会の設置を規定することで、町の常勤特別職及び議会議員の功労に報いるための制度を審議する川根本町政功労者制度審議会を存続させる意義は薄れるものとなりますので、附属機関設置条例から削るものであります。

また、川根本町史編さん委員会は、旧中川根町の町史編さんに関する審議機関として設置してありましたが、多くの方々の御指導、御協力により、平成17年度中川根町史近現代通史編を刊行し、約10年の期間をかけて行った編さん事務が無事終了しましたことにより、附属機関設置条例から削るものであります。

よろしく御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容をお願いします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第39号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は第1常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま第1常任委員会に付託しました議案第39号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月22日までに委員会を終了するように期限をつけることにしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は6月22日までに委員会を終了するように期限をつけることに決

定しました。



◎日程第12 議案第40号 川根本町特別職の職員で非常勤のものの
報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例について

○議長（佐藤公敏君） 日程第12、議案第40号、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第40号、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

議案48ページ、新旧対照表57ページをごらんください。

議案第38号で御説明申し上げたとおり、障害者自立支援法が施行されたことに伴い、川根本町の障害程度区分認定審査会の委員の報酬を新たに定めるものであります。

なお、当審査会の委員の報酬額につきまして、平成18年5月31日、川根本町特別職報酬等審議会に諮問しましたところ、この審査会については、介護認定審査会の手順と同様程度である第2次判定を行う合議体であること等により、日額2万円の答申をいただいております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第40号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は第1常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま第1常任委員会に付託しました議案第40号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月22日までに委員会を終了するように期限をつけることにしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は6月22日までに委員会を終了するように期限をつけることに決定しました。



◎日程第13 議案第41号 川根本町福祉センター条例の制定について（全部改正）

- 議長（佐藤公敏君） 日程第13、議案第41号、川根本町福祉センター条例の制定について（全部改正）を議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

- 町長（杉山嘉英君） 議案第41号、川根本町福祉センター条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案49ページから55ページをごらんください。

今回の全部改正条例は、公の施設の管理に関する地方自治法の一部を改正する法律が公布され、平成15年9月20日に施行されたことに伴い、条例の全部改正を行うものであります。これは公の施設の管理について、明確化が求められ、これまでの管理委託制度が指定管理者または地方公共団体の施設の管理とすることになったことから、指定管理者制度を適用し、より適切な施設の管理を行おうとするものであります。

当町といたしましても、指定管理者制度の趣旨と現状の管理形態等を踏まえ、施設が設置目的に沿って活用されるとともに、効率的な管理運営ができるよう配慮し、より住民ニーズにこたえた公共サービスの向上に努めていきたいと考えております。

川根本町福祉センターは、上岸地内及び奥泉地内に設置された施設であります。今回地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者に、当該施設の管理を行わせることができるよう改正するものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容をお願いします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第41号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は第1常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま第1常任委員会に付託しました議案第41号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月22日までに委員会を終了するように期限をつけることにしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は6月22日までに委員会を終了するように期限をつけることに決定しました。



◎日程第14 議案第42号 川根本町生活改善センター条例の一部を
改正する条例について

○議長（佐藤公敏君） 日程第14、議案第42号、川根本町生活改善センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第42号、川根本町生活改善センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案の56ページをごらんください。

平成15年の地方自治法第244条の2の改正により、公の施設の指定管理者制度が創設され、本年9月1日までに現在の公の施設について指定管理者制度を導入するか、または直営に移行しなくてはなりません。

今回の改正条例は、当該施設を直営により管理していくこととした改正であります。直営とする理由は、現在、管理委託を受託している団体等がないこと、また、人が常駐していないこと、また、今後も見込みがないこと等が挙げられます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号、川根本町生活改善センター条例の一部を改正する条例についてを採
択（採決）します。

この採択（採決）は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第42号、川根本町生活改善センター条例の一部を改正する条例について
は、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第15 議案第43号 川根本町創造と生きがいの湯条例の制定
について（全部改正）

○議長（佐藤公敏君） 日程第15、議案第43号、川根本町創造と生きがいの湯条例の制定につ
いて（全部改正）を議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英
君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第43号、川根本町創造と生きがいの湯条例の制定につきまして、
提案理由の御説明を申し上げます。

議案57ページから61ページをごらんください。

平成15年の地方自治法第244条の2の改正により、公の施設の指定管理者制度が創設され、
本年9月1日までに現在の公の施設について指定管理者制度を導入するか、または直営に移
行しなくてはなりません。

今回の改正条例は、施設の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第
3項の規定による指定管理者に当該施設の管理を行わせることができるよう改正するもので
あります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第43号は、第1常任委員会に付託したいと思います。
御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は第1常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま第1常任委員会に付託しました議案第43号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月22日までに委員会を終了するように期限をつけることにしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は6月22日までに委員会を終了するように期限をつけることに決定しました。

◇

◎日程第16 議案第44号 川根本町高齢者デイサービスセンター条例の制定について(全部改正)

○議長(佐藤公敏君) 日程第16、議案第44号、川根本町高齢者デイサービスセンター条例の制定について(全部改正)を議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長(杉山嘉英君) 議案第44号、川根本町高齢者デイサービスセンター条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案62ページから65ページをごらんください。

平成15年の地方自治法第244条の2の改正により、公の施設の指定管理者制度が創設され、本年9月1日までに現在の公の施設について指定管理者制度を導入するか、または直営に移行しなくてはなりません。川根本町高齢者デイサービスセンターは、高郷地内及び上岸地内の設置された施設であります。

今回の改正条例は、施設の設置目的を効果的に達成するために、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者に当該施設の管理を行わせることができるよう改正するものであります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤公敏君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容をお願いします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(佐藤公敏君) これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第44号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は第1常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま第1常任委員会に付託しました議案第44号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月22日までに委員会を終了するように期限をつけることにしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は6月22日までに委員会を終了するように期限をつけることに決定しました。



◎日程第17 議案第45号 川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の制定について(全部改正)

○議長(佐藤公敏君) 日程第17、議案第45号、川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の制定について(全部改正)を議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長(杉山嘉英君) 議案第45号、川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案の66ページから68ページをごらんください。

平成15年の地方自治法第244条の2の改正により、公の施設の指定管理者制度が創設され、本年9月1日までに現在の公の施設について指定管理者制度を導入するか、または直営に移行しなくてはなりません。川根本町生きがい対応型デイサービスセンターは、奥泉地内、高郷地内及び瀬平地内に設置された施設であります。

今回の改正条例は、施設の設置目的を効果的に達成するために、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者に当該施設の管理を行わせることができるよう改正するものであります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容をお願いします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第45号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は第1常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま第1常任委員会に付託しました議案第45号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月22日までに委員会を終了するように期限をつけることにしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は6月22日までに委員会を終了するように期限をつけることに決定しました。

◇

◎日程第18 議案第46号 川根本町心身障害者小規模授産所条例の
制定について（全部改正）

○議長（佐藤公敏君） 日程第18、議案第46号、川根本町心身障害者小規模授産所条例の制定について（全部改正）を議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第46号、川根本町心身障害者小規模授産所条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案69ページから72ページをごらんください。

平成15年の地方自治法第244条の2の改正により、公の施設の指定管理者制度が創設され、本年9月1日までに現在の公の施設について指定管理者制度を導入するか、または直営に移行しなくてはなりません。川根本町心身障害者小規模授産施設は、下長尾地内及び上岸地内に設置された施設であります。

今回の改正条例は、施設の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第

3項の規定による指定管理者に当該施設の管理を行わせることができるよう改正するものがあります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容をお願いします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第46号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は第1常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま第1常任委員会に付託しました議案第46号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月22日までに委員会を終了するように期限をつけることにしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は6月22日までに委員会を終了するように期限をつけることに決定しました。

◇

**◎日程第19 議案第47号 川根本町自然休養村管理運営施設条例の
制定について（全部改正）**

○議長（佐藤公敏君） 日程第19、議案第47号、川根本町自然休養村管理運営施設条例の制定について（全部改正）を議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第47号、川根本町自然休養村管理運営施設条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案73ページから77ページをごらんください。

平成15年の地方自治法第244条の2の改正により、公の施設の指定管理者制度が創設され、本年9月1日までに現在の公の施設について指定管理者制度を導入するか、または直営に移

行しなくてはなりません。

今回の改正条例は、施設の設置目的を効果的に達成するために、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者に当該施設の管理を行わせることができるよう改正するものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第47号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は第1常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま第1常任委員会に付託しました議案第47号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月22日までに委員会を終了するように期限をつけることにしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は6月22日までに委員会を終了するように期限をつけることに決定しました。

◇

◎日程第20 議案第48号 川根本町自然休養村農林水産物直売所条例の制定について（全部改正）

○議長（佐藤公敏君） 日程第20、議案第48号、川根本町自然休養村農林水産物直売所条例の制定について（全部改正）を議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第48号、川根本町自然休養村農林水産物直売所条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案78ページから81ページをごらんください。

平成15年の地方自治法第244条の2の改正により、公の施設の指定管理者制度が創設され、本年9月1日までに現在の公の施設について指定管理者制度を導入するか、または直営に移行しなくてはなりません。

今回の改正条例は、施設の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者に当該施設の管理を行わせることができるよう改正するものです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第48号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は第1常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま第1常任委員会に付託しました議案第48号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月22日までに委員会を終了するように期限をつけることにしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は6月22日までに委員会を終了するように期限をつけることに決定しました。

◇

**◎日程第21 議案第49号 川根本町自然休養村農林水産物処理加工
施設条例の制定について（全部改正）**

○議長（佐藤公敏君） 日程第21、議案第49号、川根本町自然休養村農林水産物処理加工施設条例の制定について（全部改正）を議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第49号、川根本町自然休養村農林水産物処理加工施設条例の制定

につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案82ページから84ページをごらんください。

平成15年の地方自治法第244条の2の改正により、公の施設の指定管理者制度が創設され、本年9月1日までに現在の公の施設について指定管理者制度を導入するか、または直営に移行しなくてはなりません。

今回の改正条例は、当該施設を直営により管理していくこととした改正であります。

直営とする理由は、現在、管理委託を受託している団体等がないこと、人が常駐しないこと、今後も見込めないこと等が挙げられます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 第3条に、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じ、最も効率的に運用しなければならないと定めてありますけれども、ただいまの条例の全部改正の提案理由の説明では、町が直営にするということで、理由としては委託する団体がない、利用がないなど何か3つ言われていましたけれども、そういう状況のままでは、決してこの第3条に規定した状態ではないと思うんですけれども、町長はそのことをどのように考えておられますか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

この施設、備品等も備えておりますので、そうした住民等の要望等を踏まえながら、今後活用を検討していきたいと、そんなふうに思っております。

今回の条例改正、いわゆる9月1日を控えての条例改正、あるいは直営の委託でありますけれども、やはりこうした施設を活用することは大変重要なことと考えておりますので、その状況等も十分把握しながら、また、町民等の要望を踏まえながら、活用を検討していきたいと考えております。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 使用料について定めていないんですけれども、これは前に今まで出てきたので、何か無料とするという定め、無料のものには無料とするという定めがあったと思うんですけれども、そういう規定はする、無料なのかどうか分かりませんが、考えていないんでしょうか。

○議長（佐藤公敏君） 事業課長。

○事業課長（中村 裕君） この施設は、この使用料は考えておりません。

○議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 条例に規定をしないのはなぜですか。

○議長（佐藤公敏君） 事業課長。

○事業課長（中村 裕君） これまでもその施設の使用料は定めがございましたので、改めて使用は規定をしておりません。

○議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。
ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第49号、川根本町自然休養村農林水産物処理加工施設条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第49号、川根本町自然休養村農林水産物処理加工施設条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第22 議案第50号 川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の制定 について（全部改正）

○議長（佐藤公敏君） 日程第22、議案第50号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の制定について（全部改正）を議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第50号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案85ページから90ページをごらんください。

平成15年の地方自治法第244条の2の改正により、公の施設の指定管理者制度が創設され、本年9月1日までに現在の公の施設について指定管理者制度を導入するか、または直営に移行しなくてはなりません。

今回の改正条例は、施設の設置目的を効果的に達成するために、地方自治法第244条の2

第3項の規定による指定管理者に当該施設の管理を行わせることができるよう改正するものです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容をお願いします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第50号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は第1常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま第1常任委員会に付託しました議案第50号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月22日までに委員会を終了するように期限をつけることにしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は6月22日までに委員会を終了するように期限をつけることに決定しました。

◇

**◎日程第23 議案第51号 川根本町寸又峡温泉野天風呂施設条例の
制定について（全部改正）**

○議長（佐藤公敏君） 日程第23、議案第51号、川根本町寸又峡温泉野天風呂施設条例の制定について（全部改正）を議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第51号、川根本町寸又峡温泉野天風呂施設条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案91ページから95ページをごらんください。

平成15年の地方自治法第244条の2の改正により、公の施設の指定管理者制度が創設され、本年9月1日までに現在の公の施設について指定管理者制度を導入するか、または直営に移

行しなくてはなりません。

今回の改正条例は、施設の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に当該施設の管理を行わせることができるよう改正するものです。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第51号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は第1常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま第1常任委員会に付託しました議案第51号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月22日までに委員会を終了するように期限をつけることにしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は6月22日までに委員会を終了するように期限をつけることに決定しました。

◇

◎日程第24 議案第52号 川根本町接岨湖上休憩展望施設条例の一部を改正する条例について

○議長（佐藤公敏君） 日程第24、議案第52号、川根本町接岨湖上休憩展望施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第52号、川根本町接岨湖上休憩展望施設条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案96ページをごらんください。

平成15年の地方自治法第244条の2の改正により、公の施設の指定管理者制度が創設され、本年9月1日までに現在の公の施設について指定管理者制度を導入するか、または直営に移行しなくてはなりません。

今回の改正条例は、当該施設を直営により管理していくこととした改正であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） これも第3条に、展望施設は常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じ、最も効率的に運用しなければならないと定めてありますけれども、どのような状況になっているのか、説明をお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 企画観光課長。

○企画観光課長（羽根田泰一君） 鈴木議員の質疑にお答えいたします。

現在、この奥大井湖上のトイレについては、現在大井川流域連携協議会のもとにより管理を、資金といいますか、流域市町から出資していただいた、それと県からの補助金、川根本町も出しておりますけれども、その中で接岨湖の皆様にはトイレの管理をしていただいております。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号、川根本町接岨湖上休憩展望施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第52号、川根本町接岨湖上休憩展望施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第 2 5 議案第 5 3 号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の
一部を改正する条例について

- 議長（佐藤公敏君） 日程第25、議案第53号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

- 町長（杉山嘉英君） 議案第53号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

議案97ページ、新旧対照表60ページをごらんください。

この条例の改正は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が平成18年5月24日から施行されたことに伴い、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

改正内容については、第8条第1号中、監獄を刑事施設に改めるものです。

附則で、施行日を公布の日とし、改正後の第8条の規定は平成18年5月24日から適用するものであります。

よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

- 議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第53号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第54号 川根本町非常勤消防団員に係る退職報償
金の支給に関する条例の一部を改正する
条例について

- 議長（佐藤公敏君） 日程第26、議案第54号、川根本町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

- 町長（杉山嘉英君） 議案第54号、川根本町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

議案の98ページ、新旧対照表の61ページをごらんください。

この条例の改正は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成18年3月27日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、特に中堅層の消防団員の処遇改善を図るため、消防団員退職報償金支給額表の中で、本部長、専任部長、分団長、副分団長及び部長、班長の階級区分の在職年数10年以上25年未満の区分について、それぞれ2,000円引き上げを行うものです。

なお、附則で適用日を平成18年4月1日とし、経過措置を定めるものであります。

よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

- 議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号、川根本町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第54号、川根本町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

**◎日程第27 議案第55号 平成18年度川根本町一般会計補正予算
(第1号)**

○議長（佐藤公敏君） 日程第27、議案第55号、平成18年度川根本町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第55号、平成18年度川根本町一般会計補正予算（第1号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ685万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億8,685万円としたいものです。これは本年9月から障害者自立支援法施行への対応、道路の安全整備などに要する経費の計上と、前年度の老人保健特別会計の一般会計繰出金の清算が主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般7ページをごらんください。

第2款総務費、第2項企画費は176万5,000円の増額です。これは自治コミュニティのお祭り・イベントに使用する法被・太鼓等の購入整備について、宝くじ助成事業に採択されたので計上するものです。

第3款民生費、第1項社会福祉費は164万2,000円の増額です。障害者自立支援法が本年9月から施行されることに伴い、障害程度区分認定基準に基づく審査・判定等を行う審査会が必要となりますので、審査会開催に関連する経費の計上と、介護保険事業特別会計で行う地域密着型サービス運営委員会開催経費について、繰出金として計上するものです。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は42万3,000円の増額です。県が実施する林道智者山線開設工事に伴い、維持管理面を考慮し、工事作業道への八木・大沢水源導水管布設替工事が必要になることから、簡易水道事業特別会計への支援として繰出金を計上するものです。

第7款第1項商工費は、もりのくに運営費内の節の振替をお願いするもので、予算総額に変更はありません。これは当初予算では一括した委託契約を予定していましたが、再度検討した結果業務内容ごとに専門業者に委託し、光熱水費等は町から直接支払いにするなど、管理運営方法に変更がありましたので、実情に合わせ補正するものです。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費は246万円の増額です。これは桜保育園の園児の送迎時に、保護者の方々が文化会館の駐車場を利用し、町道小長井田代線を園児と歩行横断することから、安全の向上を目指し、歩道を整備するものです。

第9款第1項消防費は56万円の増額です。災害時の有効な情報収集・伝達手段としてオフ

ロードバイク隊の活動のより安全なものにするため、必要となる用具等の購入整備費用の計上をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般５ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第２項国庫補助金は74万2,000円の増額です。障害者自立支援事業費補助金です。

第17款繰入金、第１項特別会計繰入金は1,150万6,000円の増額です。これは前年度の老人保健特別会計の一般会計繰出金について、実績に基づき繰入金として清算するものです。

第２項基金繰入金は800万円の減額です。今回の補正による一般財源の調整として減債基金を減額し、補正後の繰入額を2,200万円とするものです。

第18款第１項繰越金は90万2,000円の増額です。前年度歳計剰余金の一部を追加補正するものです。

第19款諸収入、第５項雑入は170万円の増額です。宝くじ助成金です。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） それでは、午後１時まで休憩いたします。

休憩 午前１１時５分

再開 午後 １時０分

○議長（佐藤公敏君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

平成18年度川根本町一般会計補正予算（第１号）について、町長から説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 鈴木多津枝です。

まず最初に、企画総務費で宝くじ助成金170万円交付を助成金受けて、法被・太鼓など川根本町の名前入りのものを購入するということなんですけれども、今までのもの、旧町のはどうされるつもりか、お考えを伺います。

それから、２点目ですけれども、社会福祉費の心身障害者福祉費で、障害者自立支援審査会委員報酬90万円というふうに出ているんですけれども、多分これは、これから委員会で審議する付託された障害程度区分認定審査会の委員のことだと思うんですけれども、名前を変えた理由は何なのか、もし違う組織であれば違うということを説明していただきたいし、同じであれば違う名称にした理由をお聞きいたします。

それから、90万円という委員の報酬予算ですけれども、その積算の内訳をお聞きします。

それから、３点目ですけれども、費用弁償として15万4,000円出ているわけなんですけれども、

これは委員の報酬を支払って、さらに費用弁償として報酬に加算して支出するのかどうか、確認をしたいと思います。お願いします。

それから、4点目で、消耗品費として10万円出ているんですけれども、これからのことで、短い期間で、例えば介護認定審査会とか介護認定審査会運営費という予算のところで、消耗品費が両方合わせても12万5,000円しか出ていないものですから、何かちょっとまとまったものを購入するのかどうか、どういうわけで予算計上が多いのかを、説明をお願いいたします。

それから、7款の商工費のもりのくに運営費のところですが、施設営業業務委託料として1,865万1,000円減額をして、ほかのところの単純な業務委託ですね、清掃とか電気保安、消防施設保守点検、浄化槽保守点検、害虫駆除とかろ過器系配管洗浄業務など、その1,865万1,000円を別に業務委託をするということで、それを減らして施設営業業務委託料というふうにして計上してあるわけですが、これを大新東が入札を行って落札をしたということで、光熱水費1,196万3,000円、寝具類リース代、ファクス使用料、それから、複写機使用料なども外して、営業業務に限って委託をするということで、先ほちょっと言い間違えましたね、それも合わせて1,865万円を減額してほかに振り分けて、4,545万2,000円とするということで、予算は4,545万2,000円になったわけですが、入札の結果では、入札予定価格が4,153万8,000円に対して4,150万ということで大新東が3万8,000円違いの99.8%の落札率ということで、本当に驚くような近い落札率で落としたということで、これ自体も、これで何も問題ないよというものではないと思うんですが、そのことについて何も材料がありませんので、ではどういうふうな問題だというふうに言われても、落札率が近いということしか言えませんけれども、こういうものを当初予算から推計しますと、大新東に4,150万で委託するという金額を推計すると、例えば1カ月分当初予算には人件費とか賄材料費とか消耗品とか出ていたわけですよ。それが合計すると245万8,000円で、もしこれを11カ月分掛けますと、2,703万8,000円ということで、全協のときに予定価格というんですか、予算の業務委託予算の積算内訳を求めたんですけれども、それがいまだに明らかにされていないわけですから、大新東の受けた落札した価格がどれだけ大新東のもうけになるのか、全くもうけなしではやらないはずですから、明らかな、もうけが幾らだということは明らかにできないでしょうけれども、積算の内容についてきちんと明らかにしていただきたいと思います。

それから、消防費の災害対策費で備品購入費56万円ということで、一般財源で全額上がっているわけですが、オフロードバイク隊6人いらっしゃるということで、防寒服や雨用の衣服などのプロテクターなどの購入費ということですが、これは全額一般財源になっていますけれども、県の補助対象にこういうものがないのかどうか、当初予算では大規模地震対策総合支援事業費補助金というのが出ていたわけですが、県の補助金で、その増額はないのかどうかお聞きします。

それから、ヘルメットも購入の中に入っていたわけですが、普通のヘルメットとは違うものを買うんだということであれば、わざわざ特別なヘルメットを購入するということなら、オフロードバイク隊、無線の連絡がどうしても欠かせないものだと思うんですけども、白バイの人たちがやっているような、そういう無線付きのヘルメットがあるのかどうか、私はわかりませんが、別にあって、それを一緒にくっつけてヘルメットから出しているのかわかりませんが、そういう装備が必要ではないかと思うんですけども、その点についてお聞きをいたします。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） 企画環境課長。

○企画環境課長（森下睦夫君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

企画総務費の方で今まで購入した備品等はどうするかということでございますけれども、利用方法が限定されると思いますけれども、今後要望があれば貸し出すということで、保管をしておきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（小坂泰夫君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

心身障害者福祉費の報酬等でございますが、名称と、また報酬等でございますけれども、障害者自立支援法第15条及び16条に規定する市町村審査会においては、その主たる事務として障害程度区分の2次判定を行うもの、それから、サービス利用者が望むサービス支給決定に当たり、利用決定案が定型的でない場合、この場合にあっては、市町村審査会の意見を聞くという法律の定義がございます。

本町の審査会といたしましては、議案でお願いしてありますように、その代表する事務から一般的な名称として議案38号で条例上に障害程度区分認定審査会とさせていただいたものでありますけれども、その支給要否の決定等の事務も担うことから、包括的な名称として予算上のところでは、障害者自立支援審査会とさせていただいたものでございます。同一の審査会ということになります。

なお、費用弁償、需用費においては、障害者自立支援法が本年4月に施行され、その適用では来年3月までに段階的に行われるなど、制度が経過的であることや複雑化しているというようなことから、審査会委員の静岡市の5回の研修、15万4,000円の費用弁償でありますけれども、それと審査会の資料やテープほか消耗品など10万円、これは立ち上げに係る経費のものと、必要額ということで計上させていただいております。

なお、委員報酬につきましては、1人につきまして2万円、1合議体5人、それから、9回の開催を見込み90万円となっています。

なお、先ほど費用弁償につきましては、静岡市への旅費に相当する費用弁償であるということから支給をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） 企画観光課長。

○企画観光課長（羽根田泰一君） 鈴木議員の質疑にお答えします。

今回の補正の内容は、11節の光熱水費で1,196万3,000円、13節施設内清掃ほかで620万2,000円、14節コピー機リース料ほかで48万6,000円を計上し、総額は1,865万1,000円となっております。

先ほどの契約についてですけれども、契約差額が2,052万8,000円ありましたから、これから光熱水費等の総額1,865万1,000円を差し引きますと、187万7,000円残りますが、これは労災保険料を労働基準監督署へ今年度分を先払いしなければならなかったための42万2,000円と、5月分の光熱水費の不足分143万5,000円、合計187万7,000円を流用しておりまして、今回の補正を計上させてもらいました。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） 総務課長。

○総務課長（山本眞一君） それでは、最後の御質問にお答えをいたします。

オフロードバイク隊6人分の防寒服や雨用衣服などの購入は県費補助の対象にならないのかという御質問でございます。

県の大規模地震対策等総合支援事業の地域総合防災推進事業に該当すると思われます。この事業は、地域防災推進事業審査会で特に認める事業で、市町等が提案する先進性や独自性のあるすぐれた防災対策事業や防災上特に必要と求める事業が補助対象となりまして、補助限度額が1,000万円、補助率は2分の1以内とされております。

今回の事業につきましては、中部地域防災局へ打診中でありまして、審査会事業の追加要望があった場合には活用する予定ですが、追加要望があるかないかは、現在のところ未定であります。

2点目のヘルメットの普通個人で持っている、わざわざ特別ということで支給するのなら無線つきのものをということでございますけれども、今回補正をお願いしております防寒具、あるいは雨具と同じくヘルメットも公務で使うものであります。ご指摘の白バイ隊で使っているヘルメットも特別なものではありませんで、一般にバイク用品店で手に入るものであります。市販のものに業務用の無線等を艀装し、任務に使用しておりますけれども、当町のバイク隊につきましては、防災行政無線機を携行し、任務に当たることとしております。

以上であります。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） もりのくにの運営費についてですけれども、町長が全協のときに、大新東からも職員が派遣されるということで、すぐには採算がとれるとは思わないけれども、今後の指定管理もほのめかしながら、雇用者、現在雇われている人の安定ということは、自分は考えていないと。必要でない人は減らされてもそれは当然だと考えているというふうな

お答えをされたんですけれども、今回こうやって業務委託が決まり、これからまた指定管理者もどうなんだという審議がされていくんだと思うんですけれども、解散した株式会社もりのくにの方の話も耳に入っていますけれども、もりのくにでは年間600万から700万円ぐらいの使用料を町へ毎年払っていたということで、それがなければやっていくたのではないかというような御意見も聞いています。なぜそういう地元でやるという、やれる可能性というのを追求されなかったのか、伺います。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） もりのくにの株式会社から解散という要望があって、それに対して議会でも説明しているような経緯をたどって現在に至っております。

それから、全協で職員に対して今後のことは考えないというふうな、今、議員がおっしゃったようなことは申ししておりません。ただ、職員としても必要とされる人材にならないといけないという一般論を申し上げただけであります。

○議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 言った言わないは水かけ論になりますので、全協の記録もありますし、申ししていないということであれば、そういうことは考えていないということで、働いている人の身分もちゃんと考えていくということだろうと私は前向きに受けとめます。

それで、もう1点、オフロードバイク隊のことですけれども、装備のことですけれども、ヘルメットは一般のお店でも購入できるものだということで、特別なものではないと。私が通告に書いてあったことを、先ほどは述べなかったんですけれども、わざわざ読み上げていただいて、そういうお答えをされたんですけれども、私が強調したかったのは、無線つきのもので、任務遂行がやりやすくなる、そういう今回の備品購入というのはそれが目的だと思うんですね。きちんと任務遂行ができるために、これだけの装備を完備しましょうということだと思うんですよ。だったら、無線つきのものをという提案をしたんですけれども、何か防災行政無線を装備しているからということで、それは車についているということ……私よくわかりませんが、なんだろうと思って、パトカーの人たちは走りながら交信ができるようになっているのではないかと思うんですよ。そういうものがあるなら、やった方がいいのではないかということをお聞きしたんですけれども、一番言いたいのは、形よりも、いざというときに本当に安全確実に任務に遂行できる、そういうことが大事なんではないかということをお願いわけです。

それで、一番大事なことというのは、その点で言えば、日ごろの訓練というのが本当に一番大事だと思いますけれども、訓練について行政はどのようにこのオフロード隊6人の職員の人たちの日ごろの訓練を保障しているのか、お聞きいたします。

○議長（佐藤公敏君） 総務課長。

○総務課長（山本眞一君） 最後の御質問の部分をお答えさせていただきます。

訓練の状況ですけれども、静岡市にやはりこのオフロードバイク隊というのがございまし

て、それとの合同の訓練を先般行いました。それを踏まえまして、いろいろな参考となった点も多々ありましたので、当町だけの6人による訓練も行っております。勤務終了後、5時以降ですけれども、河原、あるいはそういった広場を利用いたしまして訓練をしておりますし、これからちょっと日にちははっきり申し上げられませんが、やはりそういった機会があるものですから、県警等の訓練の状況を視察して勉強するとか、そういったことで自分の本来業務から離れたところで、また6人のオフロードバイク隊の隊員が頑張っておりますので、またぜひそういった訓練の状況を見かけた折には、お励ましの言葉をいただければ幸いに存じます。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） オフロードバイク隊の設立のときにも説明申し上げましたが、この隊というのは、情報の収集・伝達が主なものであるということでありまして、したがって、白バイのように広域の機動力を発揮した、例えば交通違反車両を追跡するとか、そういったものとは違って、走行しながら無線を使うということよりも、現地に行って、現地の状況を本部に伝える、そういったこと、あるいは走行しながら、例えば2台の車が連絡をするというようなことは余り想定しておりませんので、そうしたヘルメットに装着する、走行しながら連絡するということは余り想定しておりません。また、道路の状況も災害等ですので、危険も増しますので、通常の携帯無線で十分かと思っております。

また、装備に関しては、もちろん危険な場所に職員を派遣するわけでありまして。極力そうしたことを防ぐためにオートバイ用の装備等を支給するものであります。また、雨具等に関しても、一般の雨具もございますけれども、オートバイ用の機動力のあるもの、そういったものを装備することによって、運転の機能性というか、機動力を高めたいと考えております。

○議長（佐藤公敏君） 鈴木君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号、平成18年度川根本町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、議案第55号、平成18年度川根本町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。



◎日程第28 議案第56号 平成18年度川根本町老人保健特別会計
補正予算（第1号）

○議長（佐藤公敏君） 日程第28、議案第56号、平成18年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第56号、平成18年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第1号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,150万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,800万6,000円としたいものです。これは前年度の老人保健の実績に基づき、支払基金交付金、国庫負担金、県負担金及び一般会計繰入金について清算するための補正であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細老保6ページをごらんください。

第2款第2項繰出金は1,150万6,000円の増額です。これは前年度の財源不足額について、一般会計繰入金で対応したため、立てかえ額を一般会計繰出金とし、返還するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の老保5ページをごらんください。

第1款第1項支払基金交付金は252万5,000円の増額です。医療費交付金と審査支払手数料交付金です。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は894万3,000円の増額です。

第3款県支出金、第1項県負担金は3万8,000円の増額です。それぞれ前年度の交付額が所要額に対し不足しているため、過年度分収入として計上するものです。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 鈴木多津枝です。

今回の補正は、17年度分の清算による補正ということだけなんですけれども、老人医療費

の見積もりというか、当初予算の推計が16年度で12億6,900万、17年度が12億7,100万と、17年度には2,000万増やしたわけですがけれども、今年度の18年度は5,500万減らして12億1,600万というふうにしていて、医療費を減らしているわけなんですね。これは本人の窓口負担が増えたりして、国の方は受診抑制が図られて、その効果が出るというふうに見込んで、それを考えての予算措置なのかもしれないんですが、本当にそういう状況でいいのかどうか、問題があるわけですが、これは補正予算ですので、そこは議論してもしょうがないと思いますから、受診抑制とか、重傷化になっていないかという一番心配な点だけ、そういう兆候が出ていないかどうかをお尋ねいたします。

○議長（佐藤公敏君） 町民課長。

○町民課長（西村太一君） それでは、鈴木議員の質疑にお答えいたします。

まず最初に、現実的には医療費分の平成17年度の決算予定額というのがあるわけですが、これにつきましては、先般もお話を説明させていただきましたが、11億8,100万ぐらいになる見込みでございます。それに伴いまして、平成18年度10月より、これは議員御承知のとおり、老人医療費の費用負担割合の制度改正に伴いまして、18年10月から公費負担割合が5割となる見込みでございます。そうなった場合には、医療費がどうなるのかというのを算出してみました。そうしますと、大体11億4,900万ぐらいになりまして、平成17年度対比が2.7%の減となる予定でございます。なる見込みとなりました。

また、平成15年からの老人対象者数を16年度、17年度を見ますと、16年度が4.3%の減、それから、17年度が8%ということで減少しておりますが、その反面、医療費はどうなっているかということで調べてみますと、医療費の方は平成16年度が1.3%の増、それから、17年度が0.7%の増ということになっております。

これらを考えまして、県平均を100としますと、長期入院とか入院者の年間平均日数、また、入院者1人当たりの年間平均医療費、それとか重複受診者の率、また、医療費多額者率はどうなっているかということでございまして、それは県平均を下回っております。その逆に多受診者というのが若干上回っている状況であります。

これらを判断しますと、現在の支出の大幅な伸びはないものと考えております。

以上、簡単でございますが、お願いします。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） ただいま本当に短い時間で、かなり詳しく調べていただいて、答弁いただいたんですが、最終的に医療費の平均、入院の日数などの平均、高額者の状況とかで、県の平均を下回っているということなんですけれども、私が一番心配する本人負担が増えたことによって、受診を減らしているというふうな状況がないか。そのことによって、重傷化しているという兆候が出ていないかということで、今年度についてそれが簡単に判断はできないというのはわかるんですが、担当として感覚的に大丈夫かなと。まあ、大丈夫だろうと、どのように考えているのか、保健福祉の方でもいいですけども、そうい

う町内のお年寄りの人たちが大丈夫な状況にあるのかどうか、そのところをお伺いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 町民課長。

○町民課長（西村太一君） ただいまの御質問は、受診の抑制とか重傷化、また、兆候が出ているかどうかというのが主な御質疑の内容でございますけれども、先ほどもちょっと、若干説明しましたけれども、やはり長期入院者が大勢いるかどうか、また、入院者の年間の平均入院数が増えているかどうかというのをやはり一番考慮しなくてはならない点ではないかなと思います。そうしますと、先ほども申し上げましたけれども、旧中川根、旧本川根も100に対して50%ぐらいを占めております。また、入院者の年間平均入院数を見ますと、これまた大体70%ぐらいを占めているということで、この辺が余り県の数値よりも低いものですから、これからかなり伸びるということはほとんど出てこないではないかなというふうに判断をさせていただきました。

それから、もう一つは、これはまた議員も御存じだと思いますけれども、医療費制度の改革によりまして、老人の高額者が2割負担から3割負担、これは18年10月からですが、そうなります。そうなりますと、個人負担が増えまして、我々が負担する率が少なくなりますので、老人医療費そのものは減ってくるのではないかなというふうに判断したものでございますから、お答えさせていただきました。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号、平成18年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、議案第56号、平成18年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◇

**◎日程第 2 9 議案第 5 7 号 平成 1 8 年度川根本町介護保険事業特別
会計補正予算（第 1 号）**

- 議長（佐藤公敏君） 日程第29、議案第57号、平成18年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

- 町長（杉山嘉英君） 議案第57号、平成18年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,275万8,000円としたいものです。これは今年度に地域密着型サービス事業の申請が予定されていることから、指導及び監督について、公平・公正な運営を確保する必要がありますので、専門の地域密着型サービス運営委員会を設置開催するための補正です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の介護6ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は15万8,000円の増額です。地域密着型サービス運営委員会の開催経費を計上するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の介護5ページをごらんください。

第8款繰入金、第1項一般会計繰入金は15万8,000円の増額です。今回の補正の財源について、全額一般会計からの繰入金で賄うものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

- 11番（鈴木多津枝君） 保険給付費で8,666万円増えて、地域支援事業で約2,400万円を当初予算で計上したわけですが、この合計が1億1,000万円で、前年度より1億1,000万円増えているわけですね。保険料も3年に一度の見直しということで当初予算で1,500万円を増やした当初予算が立てられているわけですが、その特別会計の介護保険事業特別会計の補正予算なんですけれども、今回の補正は地域密着型サービス運営委員会を設置するための委員の報酬ということで、それだけしか出ていないわけですね。老保と同じなんですけれども、それで制度のことをとやかく言うのもどうかと思って控えますけれども、制度改正によって本当に負担増とかサービス後退に対する大変だという声が出ているわけですが、それに対応する救済措置、予算措置というのかな、そういうものも必要ではないか

と思うんですけれども、今後も、これから9月議会もありますし、臨時議会もありますし、いろいろ議会がありますけれども、そういうことについての考え、見通しというんですか、それについて何かあったらお聞きをいたします。

○議長（佐藤公敏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（小坂泰夫君） ただいまの鈴木議員の御質問でありますけれども、本年の介護保険の給付等につきましての予算額でありますけれども、御設問の中にありましたように、地域支援事業費等を計上させていただいたわけでありますけれども、こちらにつきましては、昨年度になりますけれども、第3期川根本町介護保険事業計画を御審議いただいたと。保健福祉サービス推進協議会の中で御審議をいただき、そのサービス計画量のもとに予算を立てさせていただいたものでございます。

本年4月から制度改正がなされましたわけで、その内容といたしまして、予防給付等の設置等もございまして、これらに、また、給付の取り扱い等のところも改正があったわけでございますけれども、これらにつきましては、地域包括支援センターを本年7月に立ち上げをいたしまして、総合的な相談業務の中で運営を、またはその問題解決というものに当たっております。

このほかに、在宅介護支援センターとの連携等もとりまして、この対応等について今後当たっていきたいと思っておりますが、この検証といたしまして、先ほど述べさせていただきました保健福祉サービス推進協議会の高齢者部会、それから、地域包括支援センター運営委員会、さらに今回設置をお願いいたします川根本町の地域密着型サービス運営委員会、これらのところで御意見等をいただきながら、例えば地域支援事業費の中としてどのような対応ができていくのか、また、介護給付費の取り扱いについて、各事業所とどのような対応ができていくか等御検討いただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 地域密着型サービス運営委員会の委員の報酬ということで出ているんだけど、設置については、条例も何も改正されていない、出ていないと思うんですけれども、そこはどうなんですか、根拠は。

○議長（佐藤公敏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（小坂泰夫君） 地域密着型サービス運営委員会の定め等でございますけれども、この運営委員会につきましては、介護保険法の第42条の2第5項、また、第78条の2第6項及び第78条の4第5項に規定する措置として設置をされるものです。介護保険事業計画策定に係るサービス計画と推進、これらに係ることと、より専門的な見識というんですか、見地を求められること等から、原則保健福祉サービス推進協議会高齢者部会、それから、地域包括支援センター運営委員会の委員の中より、専門的なといえますか、8名以内の方をお願いしたいと思っております。これにつきまして、保健福祉サービス推進協議会の委員会等、

総合性、または密接性などから条例制定をせずに、設置要綱として定めをさせていただくというものでございます。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号、平成18年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第57号、平成18年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◇

**◎日程第30 議案第58号 平成18年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算（第1号）**

○議長（佐藤公敏君） 日程第30、議案第58号、平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 議案第58号、平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ638万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,728万3,000円としたいものです。これは県が実施する林道智者山線開設工事に伴い、北部簡易水道八木・大沢水源からの導水管布設替と中継槽移転が必要になるため、補正するものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の簡水6ページをごらんください。

第2款水道事業費、第2項水道建設費は638万3,000円の増額です。北部簡易水道八木・大沢水源中継槽の移設と工事作業道への導水管布設替に要する経費の計上をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の簡水5ページをごらんください。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金は42万3,000円の増額です。町の繰り入れ基準に基づき、導水管布設替工事に要する10%相当額の繰り入れをお願いするものです。

第7款第1項繰越金は380万7,000円の増額です。今回の補正財源として、前年度繰越金の一部を追加するものです。

第8款諸収入、第3項雑入は215万3,000円の増額です。八木・大沢水源中継槽の移設工事の費用負担として、県からの物件移転補償費を計上するものです。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 11番、鈴木です。

ただいまの説明で、前年度繰越金の一部を追加計上ということで、一部というからには、まだあるということなんでしょうけれども、一応通告出していないので、その金額は聞きませんが、通告した質疑の内容では、本川根区域の簡易水道建設費工事請負費が638万3,000円増額をするということで、当初予算に3,210万円上げてあるわけですね、この工事請負費を。それで、当初予算にこの工事を出さないで補正予算に上げてきた。補正予算に上げるということは、やはり緊急性があったんだろうと思うんですけども、どういう理由から補正予算でやらなければならないというふうになったのか、一応全協で説明を聞いたんですけども、しっかりきちんと説明をお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 住民課長。

○住民課長（的場 徹君） 御質問にお答えさせていただきます。

水道施設の移転につきましては、当初計画では平成19年度の実施予定となっておりました。急遽平成18年度に水源流域広域保全事業、県の事業であります、実施することになりました。大沢線の作業道開設工事を実施することになりまして、水道施設の移転を行うものであります。

以上です。

○議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号、平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第58号、平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第31 川根本町議会議員派遣の件

○議長(佐藤公敏君) 日程第31、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第121条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。

これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりに決定いたしました。

◎散 会

○議長(佐藤公敏君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

常任委員会開催等の都合によって、6月22日までの2日間、休会にしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、6月22日までの2日間、休会とすることに決定しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時46分